

### ■今号のおもな記事■

★文科省科研費「アジア法整備支援」プロジェクト	1-8頁
★ウズベキスタン日本法教育研究センター	9頁
★タシケント国立法科大学での桜植樹式	10-11頁
★新世紀国際教育交流プロジェクト・行政官等受入事業	12-13頁
★行政法・国際法に関する中国との共同研究	14頁
★韓国法制研究院との学術交流	15頁

★シアトル会議「法・開発および体制移行-新しい問題と方向性」	16頁
★法科大学院と法整備支援	17頁
★リレー討論：理論の広場(6)	18頁
★法整備支援最前線 第18回	19頁
★新々ウズベキスタン便り(3)	20頁
★CALEセンター長生活を振り返って	21頁
★CALE新体制のご紹介	22頁

## 文部科学省科学研究費補助金特定領域研究「アジア法整備支援」プロジェクト —4年6ヶ月にわたる研究の成果と課題—

法政国際教育協力研究センター長  
文部科学省「アジア法整備支援」プロジェクト領域代表者  
鮎京 正訓



1. 法整備支援の実際の進展ならびに多くの法学研究者および法律実務家の法整備支援への取り組みは、法整備支援という新しい現象を本格的に研究することを人々に求めるに至りました。

そのようななかで、名古屋大学の研究者をはじめとして、早稲田大学、大阪大学の研究者をそれぞれ研究代表者とする、文部科学省科学研究費補助金特定領域研究「アジア法整備支援—体制移行国に対する法整備支援のパラダイム構築」（領域代表者—鮎京）が2001年10月から2006年3月まで4年6ヶ月の期間に亘り実施されました。

この新たなプロジェクトの課題は、日本および世界の援助機関が行っている法整備支援という事業を、各援助機関の経験に即して理論化するとともに、WTOをふくむ市場経済化の国際環境、社会主義法からの移行と法整備、伝統と「近代」化、司法改革の現状と課題、法整備支援の手法と法整備支援事業の評価などについて研究し、大きくはこれまでの「輸入型」の日本の法学のあり方を脱皮し、新しい日本の法律学を開拓していくという展望を含んでいました。そして、これらの法整備支援の実際の仕事および法整備支援の理論研究の仕事を通じて、アジア諸国法に精通した若い世代の研究者および実務家が層として確立されていく必要性が重視されました。

明治維新以降の日本の法制度整備は、たとえば条約改正にみられるように、欧米と日本の当時の力関係に基礎づけられた不平等性を解消するという動機づけによって大きく規定されていました。したがって、法の分野で西

欧に追いつくということが至上命題となり「輸入法学」としての性格を強くもってきました。法整備支援という事業を通じて、アジアのみならず従来の日本の法律学が関心すらもたず知識を共有できなかった諸地域の法と社会に関心を向け、そしてそのことを通じて、日本法のあり方そのものについての新たなパラダイム構築を可能にすることこそが、今日強く求められています。

ところで、実際に法整備支援事業に従事している専門家は、その体験をつうじて法整備支援に関してつぎのような困難と課題をのべています。

JICAベトナム法整備支援プロジェクト・チーフアドバイザーの森永太郎・法務省法務総合研究所国際協力部教官は、「ベトナム法整備支援の現状」という論説で、以下のような卓抜した見解をのべています。「私たちは、法案起草支援と法曹人材育成支援を2つの柱としてプロジェクト活動を続けており、日々大小のワークショップを開催したり、法律や教材などの草案に対するコメントを出したりしているわけですが、ベトナム側と議論をしていますと、彼我の概念やものの考え方の差異をまざまざと見せつけられることや、ベトナムにおける基礎的な法理論の未発達に暗澹たる思いにさせられることが多々あります。……どうも議論がかみ合わないな、と思いながら話をしていたら、実は、根本的な概念のところまで理解に大きな食い違いが生じていたなどということは、何度でも経験します」と問題の所在を明らかにした上で、「これまでの日本のベトナム法整備支援を振り返ってみますと、私には、どうも日本側は、この問題をやや軽視してきたきらいがあるように思えてなりません」とのべ、そして、

「いずれにしろ、これからのベトナムでは、基礎的かつ実践的な法理論の発展が重要課題になってくると思います」と指摘し、「現在、ベトナムは大規模な法制度・司法制度の改革の中にあります。このような時期こそ、基礎法学にとっても発達チャンスだと思いますので、いずれ世界の法学界と肩を並べる『ベトナム法学』の形成に向けて、いまこそ、日本の法学界が実践的な基礎法学の分野でもベトナムの発展に大きく寄与すること」(CALE News 18号、2005年)という重要な問題を提起されました。森永検事がのべるように、法整備支援は、実定法分野の実務家および研究者と、基礎法分野、比較法分野の研究者との協働を必須のものとして求めている、といえましょう。

2. さて、私たちの研究プロジェクトの軌跡をふり返るとき、どのような成果と課題が明らかになったでしょうか。

第1には、従来の日本の法律学が取り組んでこなかった、法学の分野での「支援」、「援助」、「国際協力」などのテーマが、日本の法学界の意識にのぼったことがあげられます。

第2には、法整備支援研究をつうじて、アジア諸国の法科大学、研究機関、司法機関との協働が常態化し、相互の協力関係が飛躍的に高まりました。

第3には、同様にアジア諸国に関心をもつ欧米の大学、研究機関との連携が常態化し、日本がアジアと欧米との架け橋となるという課題が明らかになりました。

第4には、アジア諸国の法を研究対象とする日本人若手研究者の育成が進行し、また、アジア諸国の若手研究者・実務家の育成が行われました。

第5には、法科大学院生の中にも、アジア法整備支援、援助論に関心をもつ人々が増大し、若い法曹志望者の国際化への対応がきわめて真剣なものであることがわかりました。

第6には、本研究プロジェクト遂行の中で、アジア諸国における日本法教育・研究の中核となる「日本法教育研究センター」が、ウズベキスタンおよびモンゴルで設立され、また、名古屋大学上海事務所「名古屋大学中国法・アジア諸国法情報センター」(仮称)を設立する計画が構想されていることなどは、本研究プロジェクトの一層の今後の発展につながるものと思われます。

3. 本研究プロジェクトが当初掲げた「社会主義法の遺制と法整備」、「市場経済化の国際環境」、「伝統と『近代』化」、あるいは、「土地法改革」、「司法改革」、「法令データベース」など、法整備支援にかかわり是非とも明らかにしなければならない研究上の成果は、まもなく「アジア法整備支援研究報告書」として刊行されることになっています。

## 「アジア法整備支援一体系移行国に対する法整備支援のパラダイム構築」全体会議を開催

大学院法学研究科助手  
原 さちこ



2006年3月4日(土)から5(日)にかけて、京都市内のKKR京都くに荘にて科学研究費補助金特定領域研究「アジア法整備支援一体系移行国に対する法整備支援のパラダイム構築」全体会議が行われました。科学研究費の全体会議は、毎年その年の研究活動を総括するために行われてきましたが(報告書が発行されています。本センターのホームページ(<http://cale.nomolog.nagoya-u.ac.jp>)をご参照下さい。)、今回は「アジア法整備支援」プロジェクトの最終年ということで、4年6ヶ月にわたるこれまでの研究の総括を行い、「法整備支援」プロジェクトを今後どのように発展させていくかについて討議することを目的としました。年度末の忙しい時期にもかかわらず、約80名という多数の参加者を得、盛会のうちに終えることが出来たのは、アジア法整備支援の研究・事業に携わっている研究者・実務家の方々の深いご理解とご協力によるものです。改めて御礼申し上げます。

本会議は、佐分晴夫大学院法学研究科長、相澤恵一法務省法務総合研究所国際協力部長、上柳敏郎日本弁護士連合会国際交流委員会幹事および高橋清人日本司法書士会連合会常任理事から来賓のご挨拶を頂戴したのち、鮎京正訓「アジア法整備支援」プロジェクト領域代表者による会議の趣旨説明で始まりました。

本会議のスケジュールは以下のようなものでした。

### 3月4日(土)：1日目

開会挨拶： 佐分晴夫(名古屋大学大学院法学研究科長)  
来賓挨拶： 相澤恵一(法務省法務総合研究所国際協力部長)  
上柳敏郎(日本弁護士連合会国際交流委員会幹事)  
高橋清人(日本司法書士会連合会常任理事)

1. 全体会議の趣旨(鮎京正訓：科研費領域代表者、名古屋大学法政国際教育協力研究センター教授)
2. 文部科学省科学研究費特定領域研究「アジア法整備支援」の総括
  - ①全体的総括(鮎京正訓：科研費領域代表者、名古屋大学法政国際教育協力研究センター教授)
  - ②個別的分野からの総括
    - a.実務家からみた法整備支援—実務との対話・融合—  
(相澤恵一：法務省法務総合研究所国際協力部長)  
(矢吹公敏：矢吹法律事務所、日本弁護士連合会国際室長)
    - b.市場経済化と法整備支援(戒能通厚：早稲田大学大学院法務研究科教授)
    - c.「法と開発」研究と法整備支援—欧米との研究連携の観点から—(松浦好治：名古屋大学大学院法学研究科教授)
    - d.法学教育と法整備支援—日本法教育研究センタープロジェクトについて—(市橋克哉：名古屋大学大学院法学研究科教授)
  - ③研究成果のとりまとめ—各巻責任者からの報告  
第一巻『開発援助としての法整備支援』(鮎京正訓：名古屋大学法政国際教育協力研究センター教授)

- 第二巻『グローバル化のなかの法整備支援』（佐分晴夫：  
名古屋大学大学院法学研究科長）
- 第三巻『法整備支援と市場経済化』（戒能通厚：  
早稲田大学大学院法務研究科教授）
- 第四巻『法整備支援と伝統法秩序』（大江泰一郎：  
静岡大学法科大学院長）
- 第五巻『法整備支援の情報基盤』（松浦好治：  
名古屋大学大学院法学研究科教授）
- 第六巻『法整備支援と体制移行・比較政治体制論』（定形衛、小野耕二：名古屋大学大学院法学研究科教授）
- 第七巻『法整備支援と司法改革』（杉浦一孝：  
名古屋大学法政国際教育協力研究センター長）

3月5日（日）：2日目

3. 記念講演：

「法整備支援の理念と課題」（松本恒雄：  
一橋大学大学院法学研究科教授）

4. 「アジア法整備支援」研究・事業と今後の課題

総論「法整備支援学とは何か、それをどう考えるか～その戦略と方法～」(鮎京正訓：名古屋大学法政国際教育協力研究センター教授)

各論

- ①「アジア研究教育拠点事業」プロジェクト(市橋克哉：  
名古屋大学大学院法学研究科教授)
- ②「中央アジア憲法裁判所の比較研究」プロジェクト  
(杉浦一孝：名古屋大学法政国際教育協力研究センター長)
- ③「JICAウズベキスタンにおける中小企業育成に関する法整備支援」プロジェクト(樹神 成：三重大学人文学部教授)
- ④「モンゴル国の土地法制に関する法社会学的研究」  
プロジェクト(中村真咲：名古屋大学法政国際教育  
協力研究センター特任講師)
- ⑤「体制移行国の法情報の収集から発信へ～アジア法整備支援に関する情報拠点としてのCALE～」(中村真咲：  
名古屋大学法政国際教育協力研究センター特任講師)
- ⑥「データ・ベース構築」プロジェクト(松浦好治：  
名古屋大学大学院法学研究科教授)
- ⑦「魅力ある大学院教育」プロジェクト(石井三記：  
名古屋大学大学院法学研究科教授)
- ⑧「法科大学院教材作成」プロジェクト(松浦好治：  
名古屋大学大学院法学研究科教授)
- ⑨文部科学省特別教育研究経費プロジェクト(佐分晴夫：  
名古屋大学大学院法学研究科長)

全体討論(司会：宇田川幸則：名古屋大学法政国際教育  
協力研究センター助教授)

閉会挨拶：杉浦一孝(名古屋大学法政国際教育協力研究  
センター長)

科学研究費補助金特定領域研究「アジア法整備支援—体制移行国に対する法整備支援のパラダイム構築—」は2005年度で終了となりましたが、2006年度の科学研究費で、研究成果取りまとめの為の補助金を受けることになり、本プロジェクトの研究成果を一般公開するための作業を継続しています。本年8月頃には研究成果報告書(全7巻)として刊行し、法曹関係や日本国内の大学(法学部)、国際協力機関等に配布する計画です。

今後の法整備支援につきましても、関係各位の方々のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## グローバル化と法整備支援： 明らかになったことと残された課題



大学院法学研究科教授  
佐分 晴夫

この研究グループの問題意識は、名古屋大学が特に法整備支援対象国としている国々が、法整備を行なおうと思いついた最初のきわめて現実的・短期的な動機が、WTOに加盟したいということであることを切ロにして、それであれば、具体的にWTO加入交渉において、法整備というものがどういうふう位置づけられており、また具体的にどういうふう法が整備されてきたかを調査し、結果をまとめるのがひとつです。それとの関連で、国際社会において、市場経済というものがどのように評価されてきたか。これは一語でいうと、社会主義が元気だった頃は、市場経済というのはひとつの選択しうるシステムとして評価されていたわけですが、その後は、何か唯一の制度のような形に位置づけが変わる。それと開発論との関係や法整備との関係を歴史的にみるということがあります。それから、グローバリズムとローカリズムだけではなく、実は、リージョナリズムがきわめて重要であり、ヨーロッパ統合の中での法整備、さらに、アメリカにおいても市場統合があるわけで、実は、我々が扱っているアジア地域の背後にある、アジアにおける統合という問題は意識せざるを得ないので、その問題を念頭においた本を発行したいということです。

国際法専門ではない方が多いので、当たり前になることかもしれませんが、現在、国際社会にWTOをめぐるどんな議論があって、その問題が、我々の法整備支援を「学」として研究する場合にどのような意味があるかということについて、私の問題意識をお話しさせていただきます。



2005年科研費全体会議の様子

最近の学界状況を正確にいえるかどうかは自信がないですが、現象的にいうと、WTOは何をどこまで扱うべきか、ということが、学者の間で議論になっています。それは何かというと、1995年にWTOができた時に、飛ぶ鳥を落とす勢いでこれからはWTOの時代だといわれたのですが、実は、蓋を開けてみると上手く機能しない。機能しない主要な原因のひとつは、南北問題が解決するどころ

か、深刻化する状況にあるということです。南北問題と一語でいいますが、実は、南の不満は全く矛盾する二つの角度から出ています。ひとつはWTOで実現されるいわゆる自由競争が、競争力の弱い途上国にとって不利であり、南北格差を拡大しているという点。もうひとつは、こちらが注目しなければいけない面だと思えますが、先進国は自由貿易といいながら自ら競争力をもっていない分野においては十分に自由化していない。繊維については、5年以内に自由化するといったけれど約束を果たしていない。農業については、依然として多くの制限を持っている。自由化するというのであれば、先進国こそが自由化しろという要求を出す。この矛盾する二つの観点から不満がでてくるのに注目する必要があると思えます。他方で、とりわけアメリカを中心にして、自由貿易は国民の生活、労働者の生活をかえって悪くするという観点からの批判があります。これは典型的には、環境問題と労働条件、人権の問題として出されています。この問題は、我が日本国においても今や実感できる状況になってきていますが、「勝ち組」と「負け組」などという議論があるのは、実は、労働条件が劣悪化することと経済発展とが同居するという状況、アメリカでは暫く前から深刻な問題となっていますが、これらがWTO批判になっているわけで、実は、市場経済そのものに対する批判を含んでいます。これをどういうふうに捉えらるかということが重要な問題です。はっきりしていることは、市場経済の評価において、相対的な評価が出てきているということです。つまり、市場経済化をすれば全てハッピーなわけではないということが明確である。しかし、こんなことは、別に資本主義社会において現状を見れば明らかであり、これをセイフティ・ネットといたり、負け組をどうするかとか、社会政策とか福祉国家とかどうかは知りませんが、どう言おうと、競争すれば負ける人がいるのですから、それをどういうふうにするかということが問題です。それから市場経済そのものは、なにか客観的にそのものがあるわけではなく、常に管理された中での市場経済でしかないわけですから、どういう形で市場経済を形成するかは常に問われる訳だと思えます。そういうものであるということは、国際社会において認識されるようになってきたというのが現状です。その中で、WTOがそれらの問題をどこまで扱うべきかについては、学者間では相当深刻に議論されています。このことは、実は、市場経済をどう評価するかという問題と絡んでいますが、と申しますか、今言った社会政策的なものをどこまでどう位置づけるかという問題と関連しているのですが、ここでは関連するというだけでとどめておきます。

もうひとつだけ申し上げたいのは、実は、WTOというのは非常に変わった組織であります。もともとGATTを出発点にしていますが、何が変わっているかということ、WTOに加盟したらどういう義務が生じるとか、ないしはWTOに入るには何をしなければいけないかについて、通

常の国際組織とは違う側面があります。つまり、通常の国際組織では、例えば国連に入るには、国連憲章に規定された義務を履行できるようにすれば、国連に加盟することができる。WTOは、WTOの諸条約を国内的に実施できるようにすれば、それで加盟できるかということそうではなくて、「入学料」といわれるものを払わなければ入ることができない。これはどういうことかということ、この組織自身が貿易のルールの枠組みを決めているけれど、例えば、貿易を自由化しなければならないという内容にはなっていないわけです。つまり、関税率を何パーセントで物を輸入しなければならないかということはどこにも書かれていない。したがって、WTOに入っても、例えば米について関税率が500%、車1000%というのは可能なわけです。したがって、入るときに既に入っている国は自由化をしているわけですから、どこまで自由化するかという交渉がもうひとつ必要になる。これは、形式的に言えば、WTOに入るための、WTOのルールを守るための交渉は、WTOにできたワーキング・グループとの間でやり取りをし、自由化は二国間で行なうという形式をとっています。しかし、実際には、これは本巻の具体的なケース研究のところで明らかにしたいと思えますが、WTOの事務局はきわめて巧妙に、交渉で本来決めるべきことについてまで、こうしようとは言わない、どうなっているかという質問をするという形で、自由化を迫っているという問題があります。したがって、既に入っている途上国より今から入る途上国のほうが、敷居が高くなっているという問題があります。こういう特殊性を考える必要があるということと、もう一点、国内の実施の問題ですが、WTOの協定というのは国家間で権利義務を定めているわけですが、経済関係ですから、実際にそれを実施するのは私企業になる。そうすると国内においてWTO協定を根拠にして私企業が国内裁判所で権利義務を争えるかということが問題になります。これは、各国の国内法上の問題ですけれど、これは様々に議論されている大変興味深い問題でありまして、特に、国内法を整備する上においては、どういう整備の仕方が必要かという問題に絡んで、大変に興味深い問題をもっています。



アジア法整備支援研究報告書の編集責任者による報告  
(2005年3月科研費全体会議)

## 「法整備支援学」における伝統的秩序および司法改革研究の意義について—若干の雑感—



大学院法学研究科教授  
杉浦 一孝

私は、「アジア法整備支援」プロジェクトの成果の取りまとめで、報告書の第4巻「法整備支援と伝統的秩序」については、静岡大学教授・大江泰一郎氏および名古屋大学教授・市橋克哉氏と共同で編集責任を負い、第7巻「法整備支援と司法改革」については、単独で編集責任を負っている。現在、それぞれの研究成果をプロジェクト全体のなかで本格的に総括することができるだけの「材料」がまだそろっていないため、以下では、提出済みの「材料」の内容の本格的な検討を行うのではなく、両巻についての現時点での私の感想を若干述べさせていただくことにする。

「アジア法整備支援」プロジェクトで従来の法整備支援についての研究が進められていくにともない、その法整備支援には、次のような問題があることがあらためて明らかとなった。従来、国際金融機関や国家が法整備支援を行ったのは、自己の利益を実現するためであって、支援対象（受入）国の国民の利益の実現のためではなかった（エスノセントリズム等）ということである。この場合、法整備支援は、支援機関や支援国が支援対象（受入）国において慣習等にもとづいて形成された伝統的秩序を考慮せず、みずから作成した法（規範）を押し付けるかたちで行われたため、その法（規範）は実際には機能せず、死文化するなどして、失敗に終わることが多かったのである。

このような法整備支援がすべて過去のものとなったわけではない。法整備支援が支援対象（受入）国の国民の利益につながるものとなるためには、その支援対象（受入）国の慣習など法規範以外の社会規範、その規範意識、これらにもとづいて形成された伝統的秩序、そしてその生成の歴史・文化的背景を研究することが必要不可欠である。私たちの「アジア法整備支援」プロジェクトは、研究を進めていく中で、このような伝統的秩序の研究の重要性について認識を共有するにいたり、ベトナム、中国、韓国、台湾、そしてウズベキスタンにおけるその研究課題を比較法学の観点から検討してきた。

第4巻「法整備支援と伝統的秩序」は、各研究班の研究の進捗状況から、そのうちのウズベキスタンだけを取り上げている。ウズベキスタンでは、今日、独立後の「カーリーモフ体制」の維持のためにも、伝統的な地域共同体であるマハラが再生させられ、そこではアダート（慣習）やシャリーア（イスラム法）の規範意識が機能し、ウズベキスタンの法秩序、さらには社会秩序の維持の一翼を担っている。それと同時に、法ニヒリズムに象徴されるソビエト時代からの法意識の影響も強く、これらがウズベキスタンにおける法の生成・実現過程を複雑なものにしている。私たちは、ウズベキスタンで法整備支援事業を実施していく場合、現実に生きているアダート（慣習）、シャリーア（イスラム法）の規範意識等を考慮しなけ

ればならないと考え、これらが現実に生きているマハラに焦点をあてて研究を進めてきた。

第4巻の構成は、「序章 法整備支援と伝統的秩序」「第1章 ウズベキスタン法の歴史と現在」「第2章 マハラ（地域共同体）、伝統および改革」「第3章 独立国ウズベキスタンの法の機能不全と改革」および「補論法的多元主義論の批判的検討」である。ここに収められている各論文の内容については、後日、検討をすることになっている。ここでは、法整備支援のパラダイム構築、すなわち法整備支援の方法論または「法整備支援学」の構築の作業の中で、このような伝統的秩序の研究の成果をその「体系」にどのように組み込み、そして位置づけるかという理論的課題が残されていることを指摘するにとどめたい。

次に、第7巻「法整備支援と司法改革」が編集されることになったのは、「アジア法整備支援」プロジェクトの成果の取りまとめの段階で、その成果の公表の仕方として、それまで各研究班がばらばらに検討していた司法改革については一つの巻にまとめてその研究成果を公表することが提案され、それが了承されたためである。その後、私たちは、研究会をあらたに発足させ、法務省法務総合研究所国際協力部の全面的な協力を得るとともに、日本弁護士連合会で法整備支援に取り組んでおられる矢吹公敏弁護士および安田佳子弁護士にも参加していただいて研究を進めていくことになった。

第7巻は、体制移行国である法整備支援対象（受入）国の司法改革の現状と課題を明らかにすることを目的としており、そこでは、分析対象として次の二つを取り上げている。その一つは、司法制度改革（とくに裁判所の改革）の現状と課題である。私たちは、裁判所が改革により個人の権利および自由の擁護という本来の使命をどの程度果たすことができるようになったのか、また市場経済化の要請にもとづいて裁判所制度がどのように再編されたのかに焦点をあてて研究を進めた。もう一つは、司法制度の担い手である法律実務家およびこれを育成する法律学者の養成制度の改革と現状である。改革が進められている司法制度も、それにふさわしい担い手がいなければ、まったく機能しないことになる。その担い手である法律実務家をはじめとする法律家がどのようなシステムで養成されているのか、またそのシステムにはどのような問題があるのかという問題意識にしたがって、その分析を進めた。

第7巻の構成は、「序章 法整備支援と司法改革」「第1章 法整備支援対象（受入）国における裁判所改革の現状と課題」「第2章 法整備支援対象（受入）国における法律家養成制度改革の現状と課題」および「第3章 日本による法律家養成支援の現状と課題」である。ここで取り上げている支援対象（受入）国は、多くの法情報の非公開（財政的理由による場合もあるが）など、改革のプロセスの透明度の低い国家である。今回の分析作業で、どこまで改革の実態に迫ることができたのか。新しい資料をさらに収集して分析し、各支援対象（受入）国の司法改革の全体像を明らかにすることが今後の課題であると思われる。

## 「法整備支援学」への試み—政治学の視角から—



大学院法学研究科教授  
小野 耕二

### はじめに：この間の経緯

この間の経緯を簡単に振り返ってみるならば、1998年に名古屋大学法学部で「法整備支援事業」が開始され、2000年にはアジア法政情報交流センターが設立された。翌2001年には特定領域研究「アジア法整備支援」の申請が受理され、2005年度までの5年間にわたる研究活動が開始された。このような状況の中で、政治学という視角からどのような学術的貢献ができるかを考えてきた。その際の主要な問題意識は、法整備支援プロジェクトを「民主化促進プロジェクト」と捉え、「民主主義」の概念規定と、「民主化の過程」を明確に分析できる理論枠組みとを用意するとともに、先進諸国が途上国の民主化をいかに「支援」できるか、を比較政治学的に考察することであった。

### 1. この間の作業：

私個人としては、本科学研究費の支給を受け、学会や国際研究会、シンポジウムなどで報告8回（うち英語によるもの4回）を行い、邦語論文を2本、英語論文を3本公刊している。その他、法整備支援プロジェクト対象国であるベトナムとカンボジアでの現地調査に加え、スウェーデン国際開発協力庁（Sida）、ルンド大学（スウェーデン）、ロンドン大学などでの聞き取り調査や、アメリカで開催された研究会への出席などのため、7回にわたる外国出張を行ってきた。それらに基づく学術的成果のうち、主要なものは以下の通りである。

①2002年11月：体制移行国の比較政治学的研究に関する国際会議開催（於名古屋）

本研究プロジェクトが開始された翌年に、比較政治学分野で本格的な研究を開始するための第1弾として、上記のようなタイトルの国際会議を開催した。ここには、アメリカの著名な比較政治学者、比較民主化論研究者である、H・キツェルト教授（デューク大学）、E・フーパー教授（ノースカロライナ大学チャペルヒル校）、J・ステューブンス教授（ノースカロライナ大学チャペルヒル校）らを招待し、それにフィリピン政治研究で著名な片山教授（神戸大学）等も招待した。この会議については、英語での会議報告書を冊子としてすでに刊行している。また、この会議での私の英文報告 "Toward a Comparative Politics for Analyzing Those Nations Making the Transformation from a Planned to a Market Economy" は、別途『名古屋大学法政論集』195号に掲載済みである。

②2004年2月には、本研究プロジェクトの成果を生かす形で「比較政治学の新たな可能性」と題する論文を執筆し、同年6月に刊行された『比較政治学会年報第6号 比較のなかの中国政治』に収録された。この論文は、私の研究プロジェクトとしての「シリーズ 法整備支援のための比較政治学」の第1論文と位置づけられており、この中で「民主主義」の概念規定やその内実などについての検討を行った。

③2004年10月には、これまでの研究成果をまとめる形で、"International Standards of Democratic Election from the Viewpoint of the Indicators of Democracy"

と題し、タシケント（ウズベキスタン）で開催された「民主主義的選挙についての国際的基準に関する国際会議」で報告した。この会議についての簡単な紹介と私の英文報告は、『名古屋大学法政論集』207号に掲載された。

④2005年3月に、これまでのスウェーデン出張とSidaでの聞き取り調査を踏まえ、「シリーズ 法整備支援のための比較政治学② 法整備支援の比較政治学的考察をめざして—E・オストロームの支援論を手がかりに—」と題する論文を執筆した。この論文は上記シリーズの第2論文と位置づけられており、『名古屋大学法政論集』206号に掲載された。

⑤2005年5月：比較民主化に関する国際会議開催（於名古屋）

本研究プロジェクトの最終年度である2005年度には、締めくくりのための国際会議として、上記の会議が開催された。私が基調報告を行ったほか、H・キツェルト教授（アメリカ・デューク大学）、W・メルケル教授（ドイツ・ベルリン社会科学センター）、B・ライリー教授（オーストラリア国立大学）とSidaのベトナム担当官S・カールトゥン女史らを招待して研究発表を行ってもらい、それを踏まえた討論を行った。この会議への私の基調報告 "Toward a Political Theory of Democracy Promotion" は、『名古屋大学法政論集』211号（2006年3月刊）に掲載された。またこの会議についても、英語での会議報告書を冊子としてすでに刊行している。

### 2. 到達点と残された課題：

上記のような活動を踏まえ、本研究プロジェクトの報告書となるべき叢書のとりまとめを進めており、そのタイトルは「法整備支援の比較政治学」となる予定である。詳しくはこの叢書に譲ることとしたいが、比較政治体制論グループの活動の到達点と残された課題は、以下のようになるものになると考えている。

本稿冒頭で述べたように、本パートでは「法整備支援＝民主化促進プロジェクト」と捉えたうえで、個別的研究や国際会議を積み重ねてきた。その結果、民主化の進展を、1) 自由化 2) 移行期（民主化） 3) 民主主義の確立期、という3期に区分するならば、第1期の自由化の時期を分析する「経済的自由化の比較政治学」については、2002年11月に開催した第1回国際会議で討論を行っている。また第2期の民主化の時期を分析する「民主化の比較政治学」については、2005年5月に実施した第2回国際会議で議論を行った。このように、当初想定した研究計画に基づき、私の担当する政治学分野に関しては、少しずつ研究を進めてきており、学問的知見は蓄積できたと考えている。

しかしながら、これまでの記述を見ても分かるように、結局この試みでは、法整備支援を研究する政治学者のグループを国内で形成するまでに至らなかった。度重なる外国出張で面識を得た外国の政治学者との間では、今でも研究交流が続いているものの、日本の政治学者との接触は単発的なものにとどまってしまった。国内で研究者のチーム形成に至らなかった背景には、「法整備支援」が我々にとって全く新しい研究課題であって、日本国内に研究蓄積がないばかりか、共同研究の手がかりすら見いだせなかった、と言うことが挙げられると思う。これが今回の研究プロジェクトの反省点であり、残された課題と言える。「法整備支援」という新しい実践的プロジェクトを研究する、政治学研究者の新しい集団が国内でも形成されることが、早急に望まれるであろう。

## 「法整備支援学」の成立可能性を求めて—ベトナムにおける市場経済化と土地所有権の実態から

早稲田大学大学院法務研究科教授  
戒能 通厚



法整備支援とは「日本法の過去に遡った自己同定的な反省的な営為を含む作業」つまり、日本法の自省を含めた相手

国との間での双方向的な認識作業に他ならないと考えている。その観点から私は、もっぱらベトナムの土地法と民法の関係に限定して以下のような問題意識を追求してきた。

ベトナムにおける法の継受の構造を上記の観点から日本法のそれと比較すること。ベトナムでは、法継受の結果が重層構造をなしており、古くからの中国、そしてフランス民法の継受の影響と社会主義法的システムの転換、郷約などの農村共同体規範が現在復活しつつあることの意味など、土地法のレベルでのベトナム法のこれまでの構造は何であったかという点とともに、その転換点において、法は土地に対する有効な制御メカニズムとして機能しうるかが問われている。我が国において都市と農村の両方で生じた問題の自省的なアプローチから法整備支援に関する歴史的環境と国際的な文脈を解明し、あるべき法整備支援の方法や内容を確定する必要がある、日本の法整備支援事業についても、このような問題意識でレビューする方法的な観点を模索する。

より具体的に、都市においては土地価格の発生とそれに対する規制主体の問題が、司法部の弱体と政治権力の直接の介入ということとも連関して、独特な「土地問題」を惹起させているように思われるが、土地を全人民所有としている憲法的な規範群がこれとどのように関わり、どのような役割を果たしうるか。司法部による私権保護システムの展開がどの程度進行しているか。農村部においては農業への直接的な市場原理の貫徹は農村から生産者の「共同性」を除去し、農地の転用を加速する。我が国の農地法の帰趨とも関わってここでは法整備支援における我が国の法の自省的観察は不可欠であり、それをどのように法整備支援学の内容とするかは、法整備支援学のポジティブな特質とも関わる検討課題である。このような観点から、ベトナムにおける農業と生産者の保護システムの検討状況と法整備支援事業が果たすべき役割を検討する。

ベトナム土地法による土地所有権のhouseholdによる確保は、市場化に阻害的に作用し、個人的所有の範疇的な成立の流れを阻害しているか否か、またその機能をどうみるべきか。ベトナムの家族や家族に関しての政策的な課題をどのように考えるか。ベトナムにおける近代化の阻害要因や封建的なシステムの残存やその機能について考察する。

使用権の強さとは、その処分性や取引の自由、さらにはその商品化の促進が重要な意味を有すると考えるが、その総体としての使用権の構造について、ベトナムの研究者はどのような理論的な考察をしているか。総じて、土地の公共性とその私権化の対立と矛盾を克服するにあ

たって「社会主義的」な道と、「市民社会的な道」というような対立はあるのか否か、我が国の「都市法」の理念とも関わって比較の意義がある課題である。

ベトナムとの比較で、中国では土地所有権についての学問的な対立があり民法的なレベルでの大きな問題になっているが、ベトナムではその影響はないのか。土地所有権をleaseholdの概念で捉える主張があるとするならば、それは、フランス民法典を基底に有するベトナム法に適合可能か、総じて使用権と土地に関する伝統的な権利の関係が生じているとするならば、それはどのように処理されつつあるか、我が国における西方法継受によって圧倒的な優位にたった所有権と、慣習的な権利との対立関係に相当するものが、ベトナムにおいて存在するか否か。

不動産権移転についての法的構成と登記の関係などの問題を通じて、ベトナムの物権法の構造を解明すること、なお、本来的には封建制の比較やレーエン制の問題などは、leaseholdを使用権の法的性格の対比に用いることができるか否かに先立って解明される必要がある歴史的な背景の問題として重要であろう。総じて土地法の封建法から近代法への展開について我が国では、土地の慣習的諸権利や「コモンズ」とも呼ぶべき生業的な土地の循環型利用システムに「近代的私的所有権」の論理を対抗させ、前者を駆逐するという過程が現在も進行しているように思えるが、ベトナムにおいても同様か。いわゆる「生きるための社会主義」システムは、反＝資本主義、反＝市場主義と言うよりもグローバリゼーションに巻き込まれたベトナムの基底的社会システムの根強い抵抗の表現とみることができるとすれば、法整備支援事業の方向や支援学とは我が国の失敗の自省的＝総体的な、法＝社会構築学であるべきであり、このプロジェクトの目標もそこに設定されるべきであろう。

このような研究は、法整備支援事業に実際にタッチした方々の継続的な協力がなくとできない。多くの方々に協力いただいたが、野村豊弘、松本恒雄両教授と武藤司郎弁護士には終始変わらないご参加を得た。法社会学の榎澤能生教授の存在も大きかった。言葉もその歴史も知らない私たちがともかく現地調査報告書(2006.6)を4巻も作成できたのは、ベトナムの地域研究者の方々のご援助があってこそのことである。ことに五島文雄教授には非常に困難な農村調査のお手伝いを頂くなど献身的なご援助を頂いたが、古田元夫、櫻井由躬雄、原洋之介、白石昌也、岩井美佐紀、宮澤千尋の各教授、石田暁恵、加藤典敦、出井富美の各氏や、山村理人、鈴木賢、鮎京正訓、杉浦一孝各教授、また中村真咲、沈軍両氏から得た知見も貴重であった。これらはワーキングペーパー集『学術的協働を求めて』(2006.6)として一冊にまとめて刊行した。そしてすべての調査やシンポジウムにおいて通訳をして下さったハノイ法科大学のミン先生と、カントー大学法学部長のディエン教授には格別のお礼を申し上げたい。さらに、報告書作成のしんどい作業等をして下さった小川祐之、向笠友子、飯純子、飯考行、上地一郎各氏のご労苦にも心から敬意を表したい。

## 法整備支援ネットワークを支える システムの研究開発



大阪大学大学院法学研究科助教授  
養老 真一

法整備支援は短期に終了するものではなく、長期的なプロジェクトとなります。なぜなら、法システムの整備と維持管理

は、専門横断的な知識・技能を持った人々による継続的な努力と協力が必要だからです。これを実行するには、日本国内、海外のアジアの専門家からなる国際的な人的ネットワークが不可欠です。

私たちのグループは、この人的ネットワークを支える法情報システムの開発についての研究を行ってきました。専門横断的な情報を国際的に利用し、統合するためには、効率のよい情報システムの構築が必要です。たとえば、アジアにおける法整備に関する法令情報、立法情報、政治・社会・経済情報を国内外で総合的に共有できる情報システムを構築することは、支援対象国にとっても支援国にとっても有益です。しかし、これらの国では、かならずしも情報ネットワークのインフラが十分整備されているわけではありません。

私たちは、このそのような不十分な情報インフラのなかで、人的ネットワークをサポートする法情報システムのプロトタイプを構築する試みを行ってきました。実際のシステムの構築は大阪グループ（田中規久雄助教授、養老）と名古屋グループ（フランク ベネット助教授）で、それぞれ行いました。ここでは、まず、大阪グループで研究開発した多言語変換法情報DB自動構築・検索システムについて紹介し、後で名古屋グループの研究開発した法律管理・翻訳支援システムについて簡単に紹介させていただきます。

多言語変換法情報DB自動構築・検索システムは、ある言語で検索語を入力すると、該当する別の言語で検索し、その結果を出力するという、利用者が他国の法律情報を自国の言語で調査する事をサポートするシステムです。このような調査の際に問題になるのは、利用者が調査対象国の言語に必ずしも精通しているわけではないこと、および法律情報の所在そのものが不明であることです。

このシステムは入力した法律用語を調査対象国の言語に変換し、対象国の法律情報を自動的に検索します。

中央アジア等、多くの体制転換国では、世界市場参入の条件整備が必要とされ、他国の法律の概要を自国語で知りたい、自国の法律を他国語で知ってもらいたいという要求があります。そこで法整備支援システムとして、このシステムを開発することには大きな意義があると考えました。

システムは2002年には最初のプロトタイプが完成し、その後、ユーザインターフェースの改善や性能の向上などを毎年行ってきました。しかし、検索のために収集す

るデータがあまりにも膨大なものになってしまい、2005年にはデータをハードディスクに収集しきれない状態になってしまいました。

このような事態になった理由は次のようなものです。システムは法律情報を含んでいると判断したページのみを収集するようにしているのですが、現在はこの判断を、ページに法律用語辞書に載っている単語を含んでいるかどうかという、かなり単純な条件で判断しています。このため、どうしてもノイズが多くなり、目的としないページも数多く収集してしまう事になります。

そこで、「教師付きの機械学習」と呼ばれる方法に基づき、コンピュータにWebページが法律関連情報であるかどうか、自動的に精度よく判断させる研究を開始しました。この方法では、まず法律関連情報とそうでない情報のサンプルを用意し、これらからそれぞれの特徴をコンピュータに「学習」させます。その上で新しい未知データを与えると、コンピュータは「学習」に基づき、それが法律関連情報かどうかを判断します。このような手法にはさまざまなものがありますが、我々はSupport Vector Machine（以下 SVM）と呼ばれるものを採用しました。SVMは未知のデータを正しく分類する能力に優れていることが知られています。また、SVMは文書の自動分類にも優れた能力を発揮することが報告されています。

SVMを用いて日本語の判例、法令、およびWebから入手した文学作品のなかから、法情報データだけを取り出す予備的な実験を行ったところ、90%以上の精度で正しい判断を行いました。この研究はまだ試験的な段階ですが、SVMの有効性を示すことができたと思います。

以上が、多言語変換法情報DB自動構築・検索システムについての現状です。今後の課題としては、SVMの有効性を確認する実験を進めた上で、システムに組み込むことと、法律用語辞書を充実させること、そしてその上で協力者による性能評価を行うことがあげられます。

名古屋グループが研究した法律管理・翻訳支援システムは、インターネット上の多くの参加者が、法律データを容易に交換したり翻訳できるような環境を整備することを目的としています。法整備支援には法律データの翻訳作業が必要です。しかし作業量が多く、少数の人間でこれを行うことは困難です。そこでインターネット上で多くの参加者の募り、翻訳を行うことが考えられますが、この場合、翻訳の質をどのように保証したらいいのか、翻訳に用いる用語の統一はどのようにするのか、といった問題を解決しなければなりません。そこで、上記のような点を考慮した上で、インターネット上の多くの協力者が行う翻訳作業を支援するシステムのプロトタイプの開発を行いました。この研究は日本の法令の翻訳プロジェクトにもつながるなど、大きく展開しています。



## 日本法教育研究センターの開所式に出席して

前文部科学省大臣官房国際課  
国際協力政策室海外協力官  
海内 保男

名古屋大学大学院法学研究科は、私にとって少なからずご縁があるようです。平成9年4月から3年間、名古屋大学事務局国際交流課長として勤務していたので当然ですが、平成9年11月に当時の加藤延夫総長、森英樹研究科長、戒能通厚教授、鮎京正訓教授、石田眞教授が法整備支援協力のためベトナム・ラオス両国を訪問されたときに、私も同行しました。その際に、両国の司法大臣との話し合いが行われ、名古屋大学がこれまで行ってきた法整備支援に対し高く評価されるとともに、今後の支援に期待を示されたことを記憶しています。そして、昨年9月には平野眞一総長、佐分晴夫研究科長、杉浦一孝法政国際教育協力研究センター長とともに中央アジアのウズベキスタンを訪れ、タシケント国立法科大学での「ウズベキスタン日本法教育研究センター」開所式で、中山成彬文部科学大臣挨拶を代読させていただく機会を得ることになりました。

名古屋大学大学院法学研究科をはじめとするいくつかの大学は「英語による教育コース」を設け、留学生を受け入れて法曹人材養成を行っています。ウズベキスタン日本法教育研究センターのように日本語に堪能で日本法に習熟した法曹人材養成のための事業はこれまでになく、名古屋大学大学院法学研究科が初めて取り組む独創的なものです。同センターの設置に向けて3年前から準備をされていたとのこと。また、現地には、市橋克哉教授が国際協力機構(JICA)のウズベキスタン法整備支援専門家として派遣されているなど、同研究科の並々ならぬ決意を感じます。

タシケント滞在中、ウズベキスタン対外経済開発庁とJICAの共同プロジェクトとして設置された日本人材開発センターを訪れました。同センターは、日本語講座を開設しており、初級・中級など4つのレベル、年少者向けレベルがあり、多くの児童・生徒・学生が学んでいました。また、大学をはじめとする教育機関でも学生に対する日本語教育が行われているとのことでした。このような背景があるからこそ、日本語による日本法教育を現地で養成することが可能なのだと理解しました。

サマルカンド大学を訪れた際に、流暢な日本語を話す2人の学生が同行してくれました。帰国してから2人に御礼のメールを送ると、1ヶ月あまりして、学校休みを利用して綿花摘みをしていたので返事が遅れた旨のメールが届きました。タシケントからサマルカンドへの道路の両側には白い花を咲かせた綿畑が広がり、収穫された綿花を載せたロシア製のトラックが走っていたことを思い出しました。女子学生達は、重労働ともいえる綿花摘みをして、学費や生活費を稼いでいるのでしょうか。なお、ウズベキスタンの1人当たりのGNIは460米ドル(2004 World Development Indicator)であり、経済協力開発機構(OECD)の下部機関である開発援助委員会(DAC)

の分類によれば低所得国に該当します。

平成15年8月に閣議決定された「政府開発援助大綱」では、「平和の構築」への我が国の貢献として、紛争終結後の平和の定着や国づくりへの支援を、我が国ODAの重点事項の一つと位置付けるとともに、我が国の経験、技術、人材を活かした支援の重要性を謳っています。名古屋大学法政国際教育協力研究センター及び大学院法学研究科がこれまで行ってきた法整備支援は、対象国がアジアの体制移行諸国であり、市場経済化にむけての民法・商法など私法です。

平成15年7月から東ティモールの教育・文化・青少年・スポーツ省で技術教育のアドバイザーとして勤務していた経験から、また、文部科学省でアフガニスタン、イラクなど紛争終結後の国の教育復興支援を担当している者として、紛争終結後の国も対象国として検討されることは、一つの課題であるように思われます。それは、平和構築における復興・開発支援の枠組みの中で、ガバナンス(統治)支援としての位置づけであり、公法となります。

東ティモールでは、旧宗主国ポルトガルを含む欧米諸国のリーガルアドバイザーの影響を受け、その国の文化や慣習を無視した教育基本法は、中央省庁の非効率な組織体制や議会の意思決定の遅滞などにより、私の2年間の在任中に承認されませんでした。当然に関係する教育法令は、一歩も前に進めることはできません。今後、我が国の法令を多言語で翻訳するなど法情報センターの役割が重要になると思われます。

開発途上国での勤務経験から、復興・開発支援を行ううえで大切なことは、「あせらず、あきらめず、あなどらず」であることを学びました。開発途上国が自立発展するための制度や組織の確立・整備に寄与する人材を育成することはとても息の長い仕事であると同時に、紛争経験国では人材の育成を早急に求められているのも事実です。

名古屋大学法政国際教育協力研究センターが、大学院法学研究科及び国際開発研究科と連携し、アジア法整備支援事業の学術的基盤を構築するための理論的研究を推進するとともに、また、外国人留学生の受入れ及び研究者の育成を行い、研究開発・人材育成に貢献されることを願ってやみません。

最後に、人づくりに関する先人の名言は多々ありますが、私の好きなものを一つ紹介します。「月を思うものは花を作り、年を思うものは木を植え、代を思うものは人を育てる。(野口遵)」

(追記)

今回一緒にウズベキスタンを訪れた北條泰親国際課長、横田圭介法学部事務長、水谷泰則総務広報課事務員には、大変お世話になりました。改めて御礼を申し述べさせていただきます。

(編集部注)

本稿は、平成18年3月に執筆されたものであり、現在、筆者は、東北大学国際交流部長である。

## 桜の木の植樹式

### —桜がつなく日本とウズベキスタンの友好—



大学院法学研究科講師

ジャスティン・ホイットニ

名古屋大学とタシケント国立法科大学は、約5年にわたり確固たる友好関係を築き上げてきた。そして、シンポジ

ウムの開催、出版物、共同研究、学術交流などさまざまな共同活動を行い、これまで名古屋大学ではウズベキスタンから15人の留学生を受け入れてきた。タシケント国立法科大学との学術交流をさらに深めるため、2000年に結んだ学部間レベルでの学術交流協定は、本年6月に全学協定に格上げされ、法学研究科だけでなく、他学部・研究科との交流も期待されている。

この交流の一環として、名古屋大学大学院法学研究科は、タシケント国立法科大学と協力し日本法教育研究センターを設立した。このセンターは、名古屋大学のサテライト教室として、日本語をはじめ、日本の法律、社会や文化などをウズベキスタンの学生に学外科目として提供する。このプロジェクトの長期的な目標は、日本法教育研究センターの修了生の中から優秀な学生を2～3名選抜し、名古屋大学大学院法学研究科の修士課程に受け入れることである。そして、修士課程を修了した後、日本法の専門家として、母国の法律分野の発展に貢献することが期待されている。この日本法教育研究センターは、ウズベキスタンだけにとどまらず、近い将来、モンゴル、ベトナム、カンボジアなどの体制移行国にも設置される予定であり、アジア法研究のネットワークの拠点となることが期待されている。

ウズベキスタン日本法教育研究センターは初めての試みであるため、前例はない。そのため、設立以前から様々な問題が生じた。私が直接関わったことでいえば、設備の充実である。去年5月から通信用の回線、パソコン、コピー機、教科書などを導入したが、名古屋大学はそもそも援助機関ではないので、特に海外への物品の発送、それに伴う会計処理の方法が問題となった。しかしながら、名古屋大学の会計掛およびタシケント国立法科大学国際課の理解と協力を得たことで、そして現地の業者が柔軟に対応してくれたおかげで、現在のところ、パソコン5台、コピー機1台、テレビ会議システム1台、書籍約500冊およびADSL（通信用の接続）を導入することができた。

このように、名古屋大学とタシケント国立法科大学の学術交流は非常に活発であるが、これらの交流は、学術レベルに留まらず、人同士の良好な友人関係によっても支えられている。例えば、去年9月頃、鯉3匹を日本からタシケント国立法科大学へ運び、現在も3匹の鯉は法科大学の中庭で元気に泳いでいる。また、昨年9月に行われた日本法教育研究センターの開所式でタシケント国

立法科大学長が名古屋大学総長に法科大の裏庭で日本庭園を作りたいと話した。詳細は分からないが、それがきっかけで法科大学の裏庭に桜の木を植えることになったのである。そして土壌を検査するために、樹木医である大野光義氏と両大学との調整役をすることにもなった。桜の植樹式は、タシケント国立法科大学の全教員・学生が参加して、とてもにぎやかな行事となった。ウズベク側、日本側の先生が互いに交代して、桜の木の根元に土を被せた。植樹式が終了した後は、鯉の泳ぐ池の横で簡単な食事をとった。

当初、私は桜と学術交流はいったいどのような関係があるのだろうと思っていたのだが、植樹式を終えて日本に戻った後、その意味が初めて分かったのである。4月1日にウズベキスタン元日本国大使の中山恭子氏が名古屋大学の新入生を対象とした講演会にいらっしゃった。講演会で中山氏は、日本とウズベキスタンの交流のシンボルとして、桜の意味深さを語って下さったのである。実は、第二次世界大戦後、ソ連によって約2万5千人の日本人捕虜がウズベキスタンに移送され、道路、建設などの強制労働をさせられた。劣悪な労働環境によって、そのうち約800人が死亡し、現在でもウズベキスタンに日本人捕虜の墓がそのまま残されている。中山氏は、このことを知った後、亡くなられた800名を慰霊するため、墓地を整備するとともに、27種1300本の桜を13箇所の墓地とタシケント中央公園に植樹したのである。ようするに、今回のようにウズベキスタンに桜を植えるということは、戦後お互いに苦しい経験をしながらも協力して乗り越えてきたという、日本とウズベキスタンの深い絆を表しているのだと、私は思うのである。

最新の情報(5月中旬)によると、植えたばかりの桜の木のうちの1本が、すでに花を咲かせたそうである。来年の春にはもっと多くの花が咲くだろう。桜の植樹は、両大学間の協力と友好の象徴であって、両大学間の交流が、桜の成長とともに一層発展していくことを願うばかりである。



ウズベキスタンでの植樹式の風景

## タシケント国立法科大学でのサクラ植樹



樹木医  
大野 光義

### I. 出発まで

2005年の12月に、名古屋大学農学国際教育協力研究センターの松本哲男教授から「サクラの植樹をするから知恵を貸して欲しい。」という電話を頂いたのが始まりでした。1月4日に、名古屋大学法政国際教育協力研究センターで皆さんにお会いし、進め方の大枠が決まりました。

1. タシケント法科大学内の植栽予定地で採取した、土壌の分析結果は以下のとおりでした。

検討1. PH7.8~8.3とアルカリ性に傾いており(カルシウム過剰)ピートモス混合が適当と考えられる。

検討2. リン酸肥料の含有量がかなり低く、苗木に対しては、施肥が望ましい。

検討3. 土壌中の腐植含量と陽イオン交換容量が目標値の1/3程度と低く、堆肥を多量に施す必要がある。

検討4. 土の粒子が細かく、水や空気の移動が困難と思われる。対策としては粗粒のパーライト・パーミキュライト、粗粒の砂などを混合する必要がある。

### 2. 気温・降水量から推測した事

12月、1月、2月にはマイナス気温も多数回あり、サクラの花芽は寒さにさらされ充実する。晩秋から春の降水量も適度にあり、これらの事は望ましいと言える。

逆に、6月、7月、8月の最高気温の平均は33.2度、35.7度、34.0度と大陸的で高く、降水量は7.1mm、3.5mm、2.0mmと極端に少なく、降雨日も5.1日、2.9日、3.2日と極端に少ない。夏を乗り切れることは、非常に難しいと考えられる。地下に水を貯える方法を提案し、現地に資材があるかどうか、問い合わせて頂いた。実際には、現地を見てから考え直すこととした。

### II. 現地をみての変更

タシケントはシルクロード交易の要衝であった為、下層には様々な地層があり、粘土層・粗砂を含んだ層・レンガの破片や古いレンガ・木材を燃やした炭・赤く焼け硬くなった土・コンクリートの大きな片・陶器やガラスまで雑多で、さながら発掘調査の気分であった。

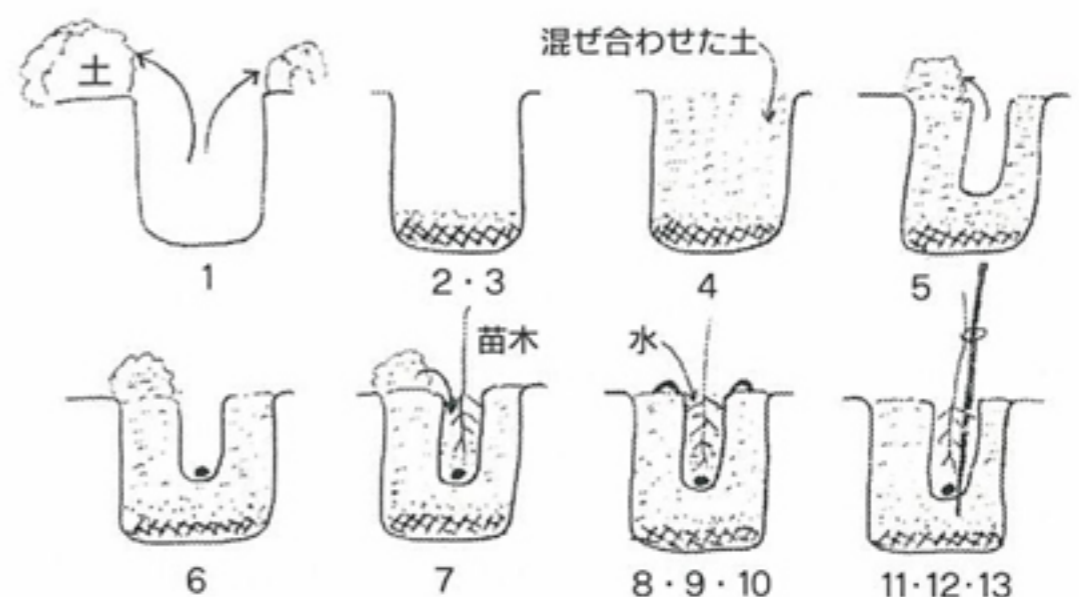
タシケント市の街中にスプリンクラーが設置されており、豊かな緑を保っている。現地の芝生にも多数のスプリンクラーがあり、夏枯れの心配は全くなさそうである。ただ、スプリンクラーのみに頼ると、表面近くに根が張り、下方向の根が発達しないので、根を下向きに伸びさせる為の方策もとることとした。



### III. 具体的な植樹手順

ヤマザクラ4本・ソメイヨシノ4本・シダレザクラ3本を植え付けた手順を記してみます。

1. 大きく深い植穴を掘り(縦・横・深さ1m×1m×0.8m)、石・レンガ・カワラ・ガラス・陶器片・粘土等を除く。
2. 穴の底に堆肥を15~20cm厚に入れ、踏み固める。
3. 堆肥の上にケラムジット(現地の商品名・多孔質の粗粒の砂状のもの)を5cm厚で入れる。
4. 穴の為に掘り上げた土に体積比で堆肥1・ケラムジット1・ピートモス1・掘り上げた土9~10を混ぜ合わせて、穴を埋め、踏み固める。
5. 植える木の根よりも10cm以上深い穴を掘る。
6. 植える木の根よりも10cm下に、ゆっくりと吸収される肥料を入れ、土をかける。
7. 植える木の根を穴に入れ、土をかける。この時、土を手で押さえないこと。
8. 植える木の周りに堤防を作り、多量の水を与えても流れ出ないようにしておく。
9. 多量の水を与えつつ、水がしみ込み土がゆるんだ時、植える苗木を上下に(大きい木の場合は前後左右に)ゆっくり動かし、根の間に泥水を入り込ませる。
10. 多量の水により植え穴全体が地盤沈下する。本来の地面に合わせて、苗木を5cm程度上へ引き上げ、横へ伸びていた根を結果として、下向きにさせる。
11. 堤防内の水溜りに土を少しずつ追加して、本来の地面まで埋め戻す。
12. 植え穴の全面に、堆肥・落葉などを敷きつめ、地面からの蒸発を抑える。
13. 風の強い地形・場所の場合は、風で揺れないよう支柱を立てて、結束しておく。これは3年程で外す。風で強く揺れると、新しく出た白い吸収根が折れて、養水分吸収能力が低下し、貯えたエネルギーも消耗する。



### IV. 最後にサクラの寿命について

日本の老木を見ると、ソメイヨシノは90年前後、ヤマザクラ・シダレザクラは、数百年の例が多くあります。数百年先の心配をするよりも(その頃私たちはこの世にいないので)、とりあえず、今の若木を元気に育て大きくし、年毎により多くの花を咲かせる心配りをしましょう。日本とウズベキスタンとの友好でも、より多くの花を咲かせたいものです。

## モンゴル外務省法務・条約局長 B. アルタンゲレル博士のCALE訪問



大学院法学研究科研究員  
中村 真咲

文部科学省「新世紀国際教育交流プロジェクト」により、モンゴル外務省法務・条約局長のB. アルタンゲレル博士が、2006年3月6日から10日まで名古屋大学を訪問されました。



B. アルタンゲレル博士(右)による講演会

B. アルタンゲレル博士は、モンゴル国の西端ホブド県に生まれ、旧ソ連のモスクワ国際関係大学を卒業、モンゴル外務省に入省し、在アフガニスタン・モンゴル大使館、在ブルガリア・モンゴル大使館での勤務を経て、モンゴル国会外交政策局長、在トルコ共和国・モンゴル大使、外務省法務・条約局長を歴任されるなど、常にモンゴル外交の最前線にありました。また、ウクライナのキエフ国立大学で国際法の博士号を取得され、外務省での勤務の傍ら、モンゴル国立大学法学部国際法学科の前学科長、モンゴル国立大学評議会評議員を務められるなど、学術・教育面でもモンゴル国を代表する法学研究者・教育者と言えます。

今回の日本訪問では、文部科学省、外務省、JICA、駐日モンゴル国大使館などの関係機関を訪問し、本年9月に名古屋大学がモンゴル国立大学に設立する日本法教育研究センターの目的・内容について説明すると共に、平野眞一・名古屋大学総長、佐分晴夫・法学研究科長（現・名古屋大学副総長）、杉浦一孝・法政国際教育協力研究センター長（現・法学研究科教授）と日本法教育研究センターの設立計画について意見交換をしました。アルタンゲレル博士は、「モンゴルの学生たちは、日本法教育研究センターで学ぶことにより、モンゴルの法制度を日本の

法制度との比較においてより深く理解することができるようになる。その意味で日本法教育研究センターはモンゴル国にとって重要なプロジェクトであり、その設立に最大限の協力をしたい」とおっしゃり、名古屋大学の日本法教育研究センター設立計画に理解と協力を約束して下さいました。

また、名古屋大学では、「モンゴル国の外交政策と国際法」というテーマで講演され、モンゴル人留学生・日本人学生との討論に参加されました。モンゴル国の外交政策は、ロシアと中国という二大国の狭間にあるという地理的条件によって大きく規定されてきました。1920年代の建国期に活躍した法学者Ts. ジャムツァラーノが「モンゴルは中央アジアのスイスになるべきだ」と提唱したように、中立政策と全方位外交によってバランスを保つという外交理念がモンゴル人民共和国の建国期にはありましたが、1928年以降のコミンテルンの介入によってソ連への隷属を余儀なくされ、冷戦期には「ソ連の衛星国」と呼ばれました。しかし、1990年の民主化によってモンゴル国は再び主体的な外交政策を採ることが可能になり、1997年には「非核兵器国の地位」を国連総会決議によって承認されるなど、その外交政策は大きく変化しました。しかし、上海協力機構の創設など、モンゴル国を取り巻く状況は複雑になっており、慎重な対応が求められています。講演会での「モンゴル国はロシアと中国という2つの大国に挟まれた小国ゆえに、国際法をしっかりと勉強し、これを最大限に活用することが必要なのです」という博士の言葉に、ジャムツァラーノ以来の外交理念が脈々と流れていることを感じたのは、私だけではないでしょう。日本法教育研究センターの役割とは、そのようなモンゴル国の外交理念を実現するために法学教育の側面から協力するものであることを、今回のアルタンゲレル博士の訪問によって再確認することができました。博士は、9月の日本法教育研究センター開所式での名古屋大学関係者との再会を約束して、正味3日間の短い滞在を終えられました。



モンゴル・ロシア国境(柵の向こう側はロシアのキャフタ市)

## 2005年度新世紀国際教育交流プロジェクト タジキスタン行政官受入事業

大学院法学研究科教授  
市橋 克哉



文部科学省国際協力政策室は、日本主導によるアジアの大学間の連携強化と、法政教育支援を推進しており、今

回は名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）を通して、3月23日から29日にかけてタジク国立大学法学部副部長のハリコフ・アブドラヒム・ガフォロビッチ氏（Khalikov Abdurakhim Gaforovich）を招聘した。



タジク国立大学法学部副部長の  
ハリコフ・アブドラヒム・ガフォロビッチ氏

タジキスタンは、1991年にソ連邦から独立して以来、内戦状態が長く続き、政治的混乱のもとにあった。しかし、数年前に内戦が終結し、新しい政治秩序のもとで経済建設および法整備が進められている。

名古屋大学は、かねてからアジア体制移行国の法政研究を進めており、中央アジア諸国、とりわけウズベキスタン、カザフスタン、キルギスなどに対する法整備支援を実施し、立法支援、法学教育支援の分野で多くの成果を挙げてきた。

タジキスタンとの本格的な法整備支援事業を見すえた場合、タジキスタンの法学教育において指導的な立場にあるハリコフ・タジク国立大学法学部副部長を日本に招聘し、名古屋大学法政国際教育協力研究センターおよび大学院法学研究科をはじめとする教育機関、文部科学省、国際協力機構（JICA）などの政府機関と協議を行ったことは、今後の協力関係を築く上で、きわめて意味があった。

さらに、名古屋大学大学院法学研究科は、2000年よりウズベキスタンの法曹養成を行う高等教育機関と学術交流を進め、2005年9月にはウズベキスタン・タシケント国立法科大学内に「ウズベキスタン日本法教育研究セン

ター」を設置したところである。タジキスタンにおいても法曹養成を担う高等教育機関との学術交流の可能性を検討、構想しており、本年度内に本学教員をタジキスタンに派遣する計画である。このような状況下において、タジク国立大学法学部副部長のハリコフ氏と学術交流について直接協議し得たことは、本構想を本格的に始動させる重要な契機となった。

今回の訪問では、3月23日から26日にかけて名古屋大学および三重大学において「タジキスタンにおける法改革の現状および法整備支援の可能性」に関するワークショップを開催し、日本の法学研究者およびウズベキスタンからの留学生と討論する場を設けた。3月27日から28日にかけては文部科学省国際協力政策室、法務省法務総合研究所およびJICAを訪問し、日本とタジキスタンとの今後の協力に関する協議の場を設けた。文部科学省では、国際協力政策室を表敬訪問し、タジキスタンからの留学生受け入れ、大学間交流の可能性について、大山真未室長等と意見交換を行った。JICAでは、アジア第二部の新納宏次長等との会合において、タジキスタンで行政改革関連のプログラムが立ち上がりつつあり、関連分野の協力に参加する可能性が増えること、開発管理プロジェクトを始めることによって各省の役割分担の明確化や政府の能力向上を支援し、大学も含めた効果的な協力ができることを期待していることに関してなど、協議を行った。

ハリコフ氏はタジク国立大学法学部の副学部長であると共に、大統領府副長官に就任したマフムドフ・マフカム・アザモビッチ（Muhmudov Makghkam Azamovich）法学部長の愛弟子であり、今後は政府内においても、法整備、ガバナンスと関連した改革にご尽力されるものと期待される。したがって、今回の招聘目的に照らして最適の人物であり、今回の訪問によって形成された人的ネットワークは、両国の国際教育交流を推進する上で極めて重要となっていくであろう。



## 行政法・国際法に関する中国との共同研究会の開催



法政国際教育協力研究センター・副センター長  
助教授  
宇田川 幸則

法政国際教育協力研究センターと大学院法学研究科は、去る2006年3月2日に、本学名誉博士でもある応松年教授（中国国家行政学院、中国法学会行政法研究会会長）、馬懷徳教授（中国政法大学法学院院長、中国法学会行政法研究会事務局長）、馬呈元教授（中国政法大学国際法学院）、辛崇陽助教授（同）を本学にお招きして、中国における行政法改革に関する研究会（以下、中国行政法改革研究会。応松年教授と馬懷徳教授が出席）およびWTO加盟にともなう中国国内法整備と国際紛争解決手続に関する研究会（以下、中国WTO研究会。馬呈元教授と辛崇陽助教授が出席）を開催しました。



中国行政法改革研究会の様子

今回来日された応松年教授、馬懷徳教授は、ともに中国行政法学界を代表する学者で、学界のみならず実務に対しても大きな影響力を有しているとともに、中国行政訴訟法および国家賠償法の改正草案のたたき台（学者建議稿草案）を作成する中心人物としても、本国のみならず日本でも有名な研究者です。

現在、中国では、WTO加盟にともなう国内法整備の一環として、行政法改革が焦眉の課題とされています。とくに、1980年代末から90年代にかけて制定施行された行政訴訟法および国家賠償法は、多くの欠陥を有しており、これを改革して国際水準に近づかなければならないと認識されています。今回の中国行政法改革研究会は、中国における「法の支配」と国際水準の行政法制の確立の実現に向けた、日中の共同研究であると位置付けることができます。法政国際教育協力研究センターと大学院法学研究科では、市橋克哉教授を中心として、昨年11月に中国行政訴訟法・国家賠償法改正に関する中国行政法改革研究会を北京で立ち上げ、これらの学者建議稿草案の逐条検討を行ってきました。今回の中国行政法改革研究会

では、応松年教授からは「行政訴訟法の改正について」と題する中国行政訴訟法改正に関する動向と現状が、馬懷徳教授からは「国家賠償法の改正：賠償範囲の拡大」と題する中国国家賠償法改正に関する動向と現状が、それぞれ報告されました。その上で、第1回研究会の成果を踏まえ、日中の行政法改革に関する理論および実務の比較検討が行われました。

一方、中国WTO研究会は、昨年8月に北京で開催された科研費特定領域研究「アジア法整備支援」プロジェクト「WTOの理論と実務に関する日中国際シンポジウム」の延長に位置付けられます。中国行政法改革研究会でも指摘したとおり、中国のWTO加盟が国内法整備に与えたインパクトは非常に大きく、これを正面から研究することは、われわれが長年取り組んできた法整備支援事業に対しても、多くの示唆を与えてくれます。その観点から、昨年の国際シンポジウムおよび今回の中国WTO研究会をつうじて、中国の対外貿易法体系、外国人の対中投資に関する法制度、中国の知的財産権制度および中国行政法・刑法の改革の面からの検討を中心に、WTO加盟が中国国内法整備に与えた影響を分析してきました。これと同時に、WTO加盟の国際法上の意義を探ることを目的とした研究、とりわけ国際紛争解決メカニズムの構築にフォーカスした研究にも着手しており、これまでにWTO規則の本国法への直接適用と間接適用、貿易救済制度、農産品貿易制度、TBT/SPS制度および地域自由貿易制度の面からの検討を中心として、日本のWTO法制に関する理論と実務と中国のそれとの比較研究を行い、これらの成果から新たな国際紛争解決システムの構築に向けた提言とそれへの対応を念頭に置いた法学教育の改革を目指しています。

中国行政法改革研究会および中国WTO研究会ともに、今後は、これまでの研究成果のとりまとめの段階に入るとともに、日中双方の若手研究者どうしの交流をより活発にさせ、若手研究者の養成に焦点を当てた研究会・セミナーの開催や育成プログラムの日中共同開発にあたっていく予定です。



平野眞一名古屋大学総長を表敬訪問

## 韓国法制研究院との学術交流

法政国際教育協力研究センター助教授  
姜 東局



2006年3月15日、韓国法制研究院から、朴英道（パク・ヨンド）革新企画調整室長、孫熙斗（ソン・ヒズ）法制情報センター室長、崔桓容（チェ・ファンヨン）副研究委員が本センターにご来訪しました。

韓国法制研究院は、1989年12月21日に「韓国法制研究院法(法律第4141号)」により、法制処(日本の内閣法制局に似ている機能を担っている)の傘下機関として創設され、1999年1月29日には、「政府出捐研究機関等の設立・運営及び育成に関する法律(法律第5733号)」により、管轄の政府機関が国務総理室にかわり、今日に至っています。この機関は、法令情報を体系的に収集・管理し、法制度に関して専門的な調査・研究を行うことによって、韓国における立法政策への支援、法令情報の迅速・正確な普及、そして、法律文化の向上に寄与することをその設立目的としています。したがって、具体的には、第一に、国内外の法制度及び立法政策に対する調査・研究、第二に、韓国国内・海外の法令情報の体系的な収集・管理及び普及とその情報ネットワーク構築、第三に、法令の立法趣旨及び背景等に関する解説資料と法令集の発刊・普及、第四に、立法技術・法令用語整備・古法典及び韓国法制史に関する調査・研究、第五に、国内外の研究機関の法制及び立法政策等に関する共同研究と国内外の専門家招聘研究、第六に、国内外の研究機関・個人に対する研究プロジェクトの委託及び政府・民間団体からの研究プロジェクトの受託研究等の機能を果たしています。

本センター及び名古屋大学大学院法学研究科と韓国法制研究院とは、2000年から相互訪問や講演会の開催などの様々な交流活動を行ってきました。今年3月15日の訪問は、確かにこのような交流の延長にありましたが、以前の交流とは異なるものでもありました。まず、当日における両機関の交流—とりわけ、日本と韓国を含んだ東北アジアにおける法令情報ネットワークの構築における協力—に関する議論は、これまでの活動の延長にありました。一方、これまでの活動を踏まえて、両機関の間に学術交流協定を結ぶことに関して、協議があったことは、以前とは質的に異なる交流や協力の展望を開いたものとして理解できると思います。

つづいて、2006年3月31日、本センターの鮎京正訓教授（現在のセンター長）、名古屋大学大学院法学研究科の愛敬浩二教授・姜東局助教授が法制研究院を訪問しました。まず、朴世鎭（パク・セジン）院長は、本センターのこれまでの活動—とりわけ、法整備支援活動—に関して説明をし、そして、両機関のこれからの交流や協力について幅広く意見を交換しました。その後、鮎京正訓教

授が、法制研究院の構成員を対象として「日本の法整備支援と名古屋大学の挑戦」というタイトルで講演を行いました。日本の法整備支援に関する理念・現状や、名古屋大学が行ってきた法整備支援の具体的な事例に関する講演の内容は、法制研究院の多数の方々には、馴染みのないものであったと思われますが、皆が講演に集中している姿から、法制研究院にはすでに、朝鮮半島の統一との関連性の中で、法整備支援学の重要性にある程度のコンセンサスが存在しているのかという感じすら受けました。

ただし、法制研究院の皆様の法整備支援に関する知識・情報への熱心な意欲が、必ずしも日本の法整備支援を高く評価し、また、そのまま受け入れることを意味していないことは、つづいて行われた質疑応答の際に明確になりました。ある研究員の質問の中には、二つの意味において、法整備支援と「帝国主義」とのかかわりに関する問題提起がありました。第一に、民商法を中心とした法整備支援が、日本資本の法整備支援国への進出に寄与することからなる「経済的」帝国主義の問題、第二に、憲法等に関する支援を本格的に行う場合に、支援という名の主権侵害の可能性を想定する「政治的」帝国主義の問題が提起されました。これらの質問には、もちろん、誤解に基づいている部分があり、それについては丁寧に説明をすれば済むでしょう。ただ、一方で、これらの質問が、いまだに十分に解決されていない法整備支援の思想的問題点を突いた面もあるのではないかと思います。たとえば、ウェストファリア体制が完全に消えてない状況において、法整備支援を行うことは、主権という価値と他の価値との対立を巻き起こす危険性を伴うが、この異質な価値の対立を如何に調整できるかという難問に対して、日本の法整備支援学は果たして明確な答えを持っているのでしょうか。実は、韓国におけるこのような疑いの存在は、故徐元宇名古屋大学名誉教授が2004年「アジア法整備支援」全体会議の場で、「韓国における日本法整備支援事業についての評価」という特別報告の中ですでに紹介なさっています。韓国人としては、誰よりも日本の法整備支援を理解して下さった故徐元宇名誉教授のご指摘を受けて、この2年間、この問題について如何なる解決の努力がなされてきたかという疑問や反省を感じざるをえませんでした。それとともに、法制研究院との交流には、他の機関との交流においてはなかなか味わうことができない種類の学問的な刺激を得ることができるともわかりました。

その後、本センターと韓国法制研究院との学術交流協定が、5月26日ソウルの韓国法制研究院において締結されました。この協定の締結が、両機関のもっと深い交流の礎石になることを信じています。

### 法学教育における「法整備支援」研究の将来は？ —シアトル会議について感想と私見—

法政国際教育協力研究センター助教授  
コン・テイリ



3月16日から18日にかけて、シアトル市にあるワシントン大学ロー・スクールで「法・開発および体制移行—新しい問題と方向性」会議が開催された。本国際会議の趣旨は、近年、世界中のロー・スクールが導入しつつある「法と開発」論に係わる法学教育プログラムや方法論に関する情報交換を行い、体制移行諸国の法改革に対する問題関心が、学界や実務の分野でどのようになっているのかを確認するものであった。同時に、このような国際会議を開催することによって、米国以外の先進諸国が行っている法整備支援（法学教育）への取り組みについて、米国の研究者の理解を高めるという目的も存在した。

参加者の多くは「法と開発」の研究者であったが、その中には、米国、スウェーデン、オーストラリア、日本等の大学で教鞭を取りながら、世界銀行やその他の国際機関、政府機関が行なう法整備支援プロジェクトに何らかの形で関わっている人もいた。本会議は、①「法と開発」研究の歴史と現状を再検討し、②近年発表された「法と開発」と「法の支配」パラダイムとの関係を分析する研究成果や学説を整理し、③諸大学における「法と開発」講座のシラバスや具体的なカリキュラムを発表し、④現在行なわれている法整備支援や法学教育の分野での国際協力に関する報告を行う、という内容で構成されていた。ここでは、会議の趣旨を考慮しながら、主要な報告内容をまとめ、一参加者としての印象を簡単に紹介したい。

60年代の「法と開発」実務とその研究で注目されたDavid Trubek氏（ウィスコンシン大学）は、当時の「法と開発」に基づく援助概念と、今日に盛んになった「法の支配」（Rule of Law）への支援との相違について分析した。同氏は、冷戦後に発展してきた「法の支配」への支援は二段階に分けられると述べ、現在は、第二段階に入っていると指摘した。そして、「市場経済」と「民主主義」との「架け橋」として想定された「法の支配」を支援すべきとする第一段階の考え方には矛盾が存在することを指摘した上で、開発政策の変化や、「法」ならびに「法の支配」に対する基本的な考え方が見直されることによって、「法の支配」の新しい段階（第二段階）を迎えたと強調した。また、Alvaros Santos氏（テキサス大学）は、現在、世銀内部では、「法の支配」という概念が混在していると指摘した。その原因は、世銀の部局間で「法の支配」への支援に関する理念が調整されていないこと

にあると指摘した。つまり、「法の支配」と「開発」との制度上の不一致によってさらに混乱し、結果として、「法の支配」への支援プロジェクトが乱立することになったと指摘した。

大学における「法と開発」に関する履修コースの具体的なテーマや理論の枠組みについて、それぞれの大学からの参加者は、自らが担当している講座や使用している教材を紹介し、その背景にある理念や到達目標を述べた。その内容は多様であり、数行でまとめられるものではないが、「法と開発」の教え方は、おおむね学際的なアプローチや比較(法)研究的なアプローチをとっていた。それらのアプローチに共通する特徴は、それぞれのシラバスが「開発」の定義から始まり、法の役割や機能の分析を経て、「法の支配」、「ガバナンス」、「司法改革」等の法整備支援の実務の分野に係わる具体的なテーマを各論として紹介していることであった。また、法整備支援の技術的な問題に焦点を置いて法文化論の見地から分析したり、経済法分野の整備支援についてのみ分析したり、あるいは、その理念的な問題に重点を置いて、人権・民主主義・社会法の分野を絡めて学生自身に考えさせるというアプローチを取るなど様々な方法論が提示された。しかしそれは、あくまで会議の配布資料に示されたコース・アウトラインや教材リストを見た上での個人的な印象に留まるため、個別具体的な講義運営によって、その評価は変わるかもしれない。

その他には、「法と開発」に関連する新しい著作物が紹介されたり、海外で実施されている法学教育プログラムに「法と開発」関連の講座が導入されてきていることなどの実態が報告された。同会議に参加したことによって明らかになったことは何かと聞かれれば、やはり、今日世界中の法学教育において「法と開発」または「法整備支援」に関する研究への関心が高まっていることであろう。実務的な「法整備支援」から、学問的な「批判」、「研究」、「分析」という過程を経て、その成果を法学教育に取り組み、さらには法整備支援の実務に応える人材を養成する、という循環が始動していることを実感した。今日のグローバリズムや国際主義の時代において「法と開発」が教えられる理由のひとつは、同会議に参加したAndrew Harding氏（ビクトリア大学）が指摘したように、それが「教育上、健全なこと(it is pedagogically sound to do so)」だからと考えられるからである。法学研究者および実務家を含めて、この見解に賛成する人は多いだろう。この新たな認識は、今後「法整備支援」研究にどのような影響を与えてくるのか。これは興味深い問題である。



### 民衆の幸福のために不可欠な法律家の養成



中央大学大学院法務研究科特任教授・弁護士  
安田 佳子

私は、平成14年2月から同16年2月までの2年間、JICA（国際協力機構）長期専門家としてカンボジア王国に派遣され、同国司法省で法整備支援の仕事に携わった。任期を終えて帰国したのち、平成16年4月から母校・中央大学の法科大学院において、「法文書作成」および「民事模擬裁判」の授業を担当している。

私が、法科大学院で教えるようになったのは、カンボジア王国に対するJICA法制度整備支援プロジェクトの民事訴訟法草案起草チームのメンバーの中に中央大学大学院法務研究科の初代研究科長である大村雅彦先生がおられ、「カンボジアでの任期が終わって帰国したら法科大学院で教えないか」とお誘いくださったからである。私は、このお話をいただいたとき、ほとんど二つ返事で引き受けた。それは、カンボジアにおける法整備支援の活動のなかで、法曹養成が一国の社会、とりわけ一般民衆の平穏な生活にとって、どんなに大切かということを感じ知ったからである。

私が、法科大学院で教えるようになったのは、カンボジア王国に対するJICA法制度整備支援プロジェクトの民事訴訟法草案起草チームのメンバーの中に中央大学大学院法務研究科の初代研究科長である大村雅彦先生がおられ、「カンボジアでの任期が終わって帰国したら法科大学院で教えないか」とお誘いくださったからである。私は、このお話をいただいたとき、ほとんど二つ返事で引き受けた。それは、カンボジアにおける法整備支援の活動のなかで、法曹養成が一国の社会、とりわけ一般民衆の平穏な生活にとって、どんなに大切かということを感じ知ったからである。

人間は普段酸素の存在を意識しない。酸素の不足する事態になってはじめてそれが生きるうえで不可欠のものであることを認識する。同じように、すでに法律が相当程度整備され、不足とはいえども全国2万人の弁護士がいる日本の現状において、一般庶民はもちろんのこと弁護士自身も、その仕事が社会を支えていると日々実感することは難しい。

弁護士として日常的に携わる仕事は、借金の整理だったり、離婚だったり、交通事故だったり、あるいは会社で労働者を解雇する話だったり、焦げ付いた債権の回収の話だったり……一つ一つの事件は、その当事者にとってはもちろん重大な問題だが、それが国全体を動かしているとは思えない。大企業をクライアントとする仕事をしているときは、経済新聞の一面をにぎわすような新しいプロジェクトや経営統合のスキーム作りにかかわったりして、それなりの面白さはあるものの、過労死寸前まで働いて、結局そこで生み出されるものは大企業の利潤ではないかと思うと、やりきれなくなる。

そんな閉塞感をもって弁護士10年を経たときに、私は志願して法整備支援の専門家になってカンボジアに渡った。カンボジアでの2年間は、法律を作る側の視点に立って仕事をした。「カンボジア」という国の未来をよくするためにどのような法律をつくるべきか、何が足りないか、どんな制度が必要か、真剣に考え議論した。

カンボジアには、民法典も民事訴訟法典もいまだない。存在する民事実体法（本来民法典に含まれるべき内容の法律）は、契約その他の責任に関する政令法、婚姻家族法、土地法のみであり、民事手続法は、離婚に関する手続きがわずか数条、婚姻家族法のなかにあるのと、執行に関する法律があるだけである。民事裁判は、司法省の「指導」と呼ばれる数枚の通達のようなものをよりどころとして行われている。

1975年から4年間のポルポト政権時代に、それまでのすべての法が廃止された。そればかりか、知識人が虐殺されたり、重労働に耐えかねて死亡したりして、1979年にポルポト政権が崩壊したときに生き残った法律家は10人未満であったといわれている。現在でも、弁護士は全国で約200人しかおらず、刑事裁判をするのに弁護人をつけることができないため、法律に反して被疑者・被告人が長期勾留されることが常態化している。首都プノンペン以外はほとんど全土が農村地帯だが、ポルポト政権時代に人々は強制移住させられ、土地の所有関係がめちゃくちゃにされてしまった。ポルポト政権崩壊後、「もとの自分の土地へ戻って見たら、他人が占有していた。しかたないからとにかく空いている土地に住んで耕作をはじめた。しばらくすると、『そこは自分の土地だ』と主張する人が現れて、強引に追い出された。軍人や政府の役人が権力を使って農民を立ち退かせた。」などということがあちこちで起こり、運の悪い人、善良な人が土地を奪われた。大混乱状態となり、現在もその混乱は完全には収束されていない。

この国に「法の支配」を取り戻すにはどうしたらよいのか。誰の目にも明らかなのは、法律を作っただけではどうにもならないということだった。法律を使う人、法律をその立法意図にそって現実の生活に生かす人が絶対に必要である。演奏されない楽譜は何の意味もないように、社会に生かされない法律は存在意味がない。法律の意味を理解して現実の紛争解決に適用する「技術」を持った人、すなわち法律家の存在があって、はじめて、法律を作った意味が生きてくる。しかし、一定の訓練がないとバイオリンを演奏できないように、相当の専門的訓練がないと法律を理解してこれを実生活に生かすことはできない。法律家というのは、特殊な技術をもった、社会になくってはならない人々なのだ。自分が弁護士でありながら、このことを確信をもって実感したのは初めてだった。そういう視点から見ると、離婚事件も、ローン破産の事件も、契約書の作成も、そこに法律家が関与してゆくことで、「法の支配」が実現する。その意味で、どんな小さな案件にも法律家がかかわって、法に則った解決をはかること、その総体が、社会に「法の支配」をもたらす、公平な社会を維持するための大切な活動に他ならないのだと、納得することができた。

かくして、私は、生まれ変わったような気持ちになって日本に帰国し、自分の国で新たに始まった法曹養成機関である法科大学院の教員になった。仕事に追われてつらいときは、カンボジアの人々のことを思い出す。「今日の前にいる法科大学院の学生一人ひとりを必死に育てることが国家百年の大計だ」と自分に言いきかせてがんばっている。そして、将来は、カンボジアの留学生をたくさん日本の法科大学院に受け入れて、両国の法律家の交流をすすめたいと夢を描いている。

（編集部注）

本稿は、平成18年4月に執筆されたものである。

## 日本における法整備支援学と概念史

法政国際教育協力研究センター助教授  
姜 東局

1. 法整備支援は、支援する側と支援される側という二つの主体によって行われる活動であるから、自然に両方の間におけるコミュニケーションの問題に直面することとなる。もちろん、両方が言語を共有し、コミュニケーションの問題が発生しない場合も想定できるが、不幸にも法整備支援活動の大多数は異なる言語を使っている主体の間で行われている。とりわけ、日本語の場合は、英語・フランス語・スペイン語等とは異なり、日本においてだけ、共通語としての地位を確立していることから、日本における法整備支援は、全てコミュニケーションの問題に阻まれる運命に置かれているといっても過言ではない。そこで、日本の法整備支援、そして法整備支援学において、法整備支援の多様なケースに適用できるコミュニケーション理論の構築が、一つの課題になってくる。本稿は、世界レベルで行われている概念史研究の紹介や批判を通じて、コミュニケーションの核である「概念」に関する理論化の現状や将来を提示することで、法整備支援学におけるコミュニケーション理論に関する提言を試みる。

2. 法整備支援の現場からは、たびたびコミュニケーションの問題が提起されてきた。たとえば、榊原信次氏は、ベトナムで長期専門家として法整備支援を行った際、通訳や翻訳者の確保に大変苦勞をした経験を述べた上、専門的な通訳ができる組織の設立や利用について紹介している（榊原信次「ベトナムにおける法整備支援の現状」『アジア法学会報告集：アジア法研究の可能性』、2006年3月）。榊原氏の問題提起には全面的に同意するし、その解決法にも共感をおぼえる。ただ、榊原氏も同意してくれると思うが、それで十分とは思えない。人手不足という量的な問題とともに、正確なコミュニケーションの困難さという質的な問題をも解決しなければならないからである。

そこで、高度な概念の正確な翻訳を支える概念史の理論に関する研究が必要となる。以下、世界レベルにおける概念史の理論的な展開を一瞥し、法整備支援との関連でそれらを如何に理解すべきかについて議論してみる。

概念史研究としては、まず、1960年代以来のドイツにおける研究をあげるべきであろう。コゼレック（Reinhart Koselleck）を中心とするドイツの概念史研究は、社会史との密接な関係から概念史を分析している点で、以前から欧米に存在していた語源史、知性史、思想史と区別される。法整備支援において、法と社会は、総合的に把握しなければならないことから、ドイツの概念史研究は、法整備支援学におけるコミュニケーションに関する理論化を考える際に、重要な参考になるといえよう。

ただし、ドイツの概念史研究は、法整備支援学において不可欠な一側面、すなわち、概念の伝播と受容の面が

かなり欠如していることから、充分とは言いがたい。コゼレック等の概念史は基本的に18世紀から19世紀のヨーロッパにおける概念の変化を主な研究対象としている。その結果、彼等の研究において、概念は内部から作り出されることが前提になっており、概念が外部から受け入れられる場合に関する理論化はあまり見えない。ところが、法整備支援は、二重の意味で、概念の伝播と受容という関係を持っている。第一に、法整備支援の対象になっているほとんどの国家—そして、日本の立場からすると、支援する側の日本自体—が欧米発の概念の受け入れを経験した上、今日概念をもつことになった。第二に、法整備支援という活動が必然的に概念の伝播と受容の過程を含んでいる事実も見逃せない。そこで、1990年代以降のフィンランドの概念史研究は、注目に値する。パロネン（Kari Palonen）を中心とするフィンランドの概念史研究の特徴は、フィンランドがロシア支配下に置かれ、ロシア語の概念を強制された歴史的経験から、周辺における概念史を持続的に研究してきたところにある。その結果、フィンランドの概念史研究においては、周辺における伝播と受容の理論化が進んできた。

ところが、日本における法整備支援との関連から概念史を考えると、フィンランドの概念史研究をもつても、解決できない重要な問題がまだ存在することに気づく。ロシアとフィンランドの間における概念の伝播と受容は、あくまでも同じヨーロッパ文明の内部における現象であった。しかし、上記の二重の意味における法整備支援と概念との関係は、いずれも文明の範囲を超えている。そこで、異なる引照基準（frame of reference）を持っていた文明の間を横断する概念史の理論化の問題が台頭することになる。しかし、この分野に関する理論化は、まだ、十分に開拓されていないまま、残されている。日本を含めた東北アジアを対象とした概念史研究の現状からもこの欠如は確認できる。漢字文化圏を対象とする概念史の研究は、近年日本とアメリカ等において、盛んに行われている。山室信一やリユー（Lydia H. Liu）の研究がその代表であろう。しかし、これらの研究において、これまでの概念史研究を十分に理解したうえ、漢字文化圏の経験に基づいて、欠落した理論的側面を補おうとする努力は、あまり見えない。日本における法整備支援学と概念史の間に横たわっている溝を埋めるためには、文明を横断する概念史の理論化への試みが至急な課題になっていると思われる。

3. 21世紀における地球レベルのコミュニケーションは、5世紀の鳩摩羅什や19世紀の中江兆民・巖復のような偉大な翻訳家の存在を必要としないかもしれない。情報通信のソフトウェアが彼等の作業の大部分をやってくれるであろう。しかし、ソフトウェアに正確な結果を出させるためには、命令する側に明確な原理が必要となる。まさに、概念史の理論化は、この原理の明確化であり、それは、法整備支援の実践と理論に安定した基礎を提供するであろう。

## ラオス法整備支援の現状

JICAラオス法整備支援長期専門家・弁護士

小口 光



ラオス法整備支援プロジェクト概要はCALE NEWS第16号で既に紹介されているので、本稿では名古屋大学にご協力機関となって頂いている商法教科

書に係る活動をご報告する。活動が現在進行中であり、対象を抽象化して教訓を導くには事実との距離が未だ近すぎ、具体的かつ正確な情報を共有することでご報告とさせて頂きたい。

### 1. 活動の主体—ワーキンググループ（WG）と協力機関

商法教科書WGは6名（1名は途中参加）、カウンターパート機関（CP）である司法省4名、商業省1名及びラオス国立大学法政治学部1名により構成。商業省とラオス国立大学法学部に公式な協力機関となって頂いた。商業省は教科書の対象とした事業法（改正後“企業法”）の起草担当省であり、立法趣旨等を知る上で協力関係が不可欠であった。国立大学は将来の法律関係職員の能力向上という観点から同学部の教育レベルの向上が重要であり、また研究者・実務家間の情報・意見交換の場の設定も重要視された。

### 2. 活動目的—人材育成（目的・対象及び方法）

(1) 目的と対象人材 司法省の組織としての能力及び法律関係政府職員の能力向上を目的とし、司法省職員を中心とする法律関係政府職員をターゲットグループとした。

(2) 育成する能力 上記目的を達成するため、以下の能力の育成が必要と考えられた。

① 法律を正確に分析、審査、検討、適用、改正する能力、「法律の読み書き能力」。立法趣旨に即した明確な記載、法律問・条文問または下位法令等との整合性の確保、同一用語の定義・用法の整理といった「技術」を含む。

② ①を行うために必要な情報（立法趣旨や法改正経緯を知ることができる資料を含む）を収集、編集し記録する能力。法律の適用、関連法令の整備又は法令を将来改正するために必要な情報収集（起草過程の議論、裁判例等を含む）とそのような情報を目的に適した形で整理・編集する能力。

③ 管轄省庁が起草した法案について、他省庁等関係機関との間で法的な議論をする能力（多くの情報を得るための質問技術、友好的・説得的かつ建設的に意見なし議論する技術を含む）

④ 上記①から③を行うために必要な当該法律分野に関する基本的知識

### (3) 方法：教科書作成過程を通じて

上記能力は、WGが教科書を執筆する過程で育成し、WGが講師としての能力を備え更なる普及を行うことにより、組織全体の能力向上を図ることを目指した。教科書はWGがラオス語で執筆し、今後必要な改訂もラオス側が主体となる。

教科書はコメンタリー形式とした。以下の点で上記(2)の能力育成に適合的であった。能力①（読み書き能力）及び③（法的議論を行う能力）との関係で、ラオス法を1条1条読みそれに沿って論点を整理する姿勢を一貫でき

たこと、能力②（資料編集）では、旧法、国会審議資料、立法者インタビュー記録、援助機関から寄せられたコメント、関連法・下位法令等の資料を条文毎に整理・編集するという作業指針の明確さにおいて、また能力④（法律知識等）においては、自国法との関係で十分活用できない様子がまま見受けられる外国法の知識も、ラオス法の条文解釈との関係で位置づけることを常に要求されるという意味で有益であった。

### 3. 活動内容—ワークショップと二省庁合同シンポジウム

#### (1) ワークショップ(WS)

WGに外国法の知識を持つ者もあったが上記能力①～③はほぼゼロからの出発だった。WGが論点を提示する際、法律上の問題か否か、法律上の問題である場合どの法律、どの条文、どの文言の問題なのか指摘できない、1つの問題に複数の論点が含まれる場合これを整理できない状況であった。

隔週のWSでは、WGがまず担当条文との関係で問題と思うことを提起、私が具体的事例を設定したり反対説の可能性を示すなどしながら議論を重ねた。WGの問題意識から出発し、皆で一緒に考える作業を繰り返し行い、必要性和許容性の双方から吟味すること、反論・再反論という形で議論を整理することなどを含め経験していった。日本での研修も名古屋大学の先生方への質問を事前に準備し、それについて先生方と議論を行うことが活動の中心であった。

特定の国のある時点の法律の詳細を範として「教える」手法は採用せず、WGが提示する問題の解決に必要な範囲で、周辺国や日本、欧米諸国等の議論を（過去の時点のものを含め）比較参照した。当初WGには完璧な会社法を手っ取り早く学びたいとの意向も見られたが、完璧・万能な会社法はどの時代・どの地域にも存在しないとの考えを共有し、社会との関係の中で法改正を逐次行っていく“試行錯誤の連続”へ参加する覚悟ができてきたようである。

#### (2) 協力機関との連携と二省庁合同シンポジウム

CP（司法省）及び当プロジェクトと、商業省との協力関係は重要な要素であった。プロジェクト期間中に事業法改正作業が開始されたが、上記活動の趣旨と目的につき商業省の理解を得、改正作業の当初から同省作成の各草案を含め多くの情報と議論の場を頂いた。2005年5月には司法省・商業省の二省庁合同シンポジウムを開催、名古屋大学から中東先生をお招きし、同草案についてWGが論点を提起し商業省の草案起草グループがこれに応じる形で法律議論を行った。また他の援助機関と商業省との会合にもWGが参加させて頂く等、法改正過程における多くの議論の場にWGが参加ないし情報収集の機会を得たことは、上記能力②③の育成に非常に有益であった。

### 4. 最後に

逐次変化する相手国事情やCP自身が明確に表現できない需要の存在等を前に、方法論について悩みが多かったが、名古屋大学の先生方の運営指導現地調査、人材育成・情報整理手法の観点から頂戴した多くの貴重なご助言、本邦研修でのご指導を得て、上記活動を形成することができている。この場を借りて全ての関係者の皆様に心より御礼を申し上げます。

## ウズベキスタンの「小企業」

JICAウズベキスタン法整備支援プロジェクト長期専門家  
桑原 尚子



「企業活動のための民事法令および行政法令改善プロジェクト」が始まって半年が経過しました。本プロジェクトの目標は「法令データベースが公開

され、企業活動を保証する法令が整備され、かつ運用が改善される」というもので、端的に言えばプロジェクトでは企業活動に資する法整備支援を行っています。今回は、ウズベキスタンの企業の中でも、経済発展の鍵を握るといっても過言ではない「小企業」についてご紹介したいと思います。

現在、ウズベキスタンの法令には「中小企業」という概念はありません。これは2004年1月1日に施行された「私企業および中小企業活動発展促進措置令の改正大統領令」によって、「中小企業」に代わり「小企業」の概念が導入されたためです。同改正大統領令施行以前に「中企業」であった企業の大半が新たに導入された「小企業」の範疇に入るため、実質的には「中小企業」が「小企業」に名称変更しただけともいえます。国の施策の対象となる「小企業」には、零細企業、小企業および個人事業主が含まれ、零細企業および小企業は年間平均従業員数に基づいて定義されています（零細企業の年間平均従業員数は①製造業については20人未満、②サービス業については10人未満、③小売業および卸売業については5人未満とされ、小企業の年間平均従業員数は、①食品、軽工業については100人未満、②機械、燃料・エネルギー、化学については50人未満、③農業、①②以外の工業および製造業については50人未満、④建設業については50人未満、⑤研究、交通、通信、サービス業、貿易その他非製造業については25人未満）。

中小企業という場合には例えばトヨタ自動車の下請企業や蒲田の町工場などを想像される方も多いと思いますが、日本の中小企業とは様相が異なります。ウズベキスタン国家統計委員会によれば、2005年には「小企業」の生産高がGDPの約38%を占め、全職業従事者の約66%が「小企業」で働いています（USAID, Uzbekistan Economy: Statistical and Analytical Review for the Year 2005, Tashkent, 2006, p.54）。また同じく国家統計委員会によれば、2004年の「小企業」総数は23万7502件であり、その産業別内訳は農業（62%）、小売業（13%）、工業（8%）、建設業（5%）、卸売業（5%）、サービス業（5%）、その他（2%）の順となっています（IFC, Business Environment in Uzbekistan as Seen by Small and Medium Enterprises: Survey Results Based on 2004, Tashkent, 2005, p.140）（なお、IFCでは「私企業および中小企業活動発展促進措置令の改正大統領令」施行後も「小企業」にたいして「中小企業」の語を用いている）。このように、ウズベキスタンの「小企業」の約3分の2は農業を営んでいるのです。

ウズベキスタンにおける企業の実態を少しでも把握す

るために、5月中旬、ウズベキスタン農業省職員の案内でウズベキスタンJICA事務所の方と一緒にタシケント市から車で約1時間のタシケント州バルケント郡を訪れることができました。最近「私有化」されたばかりの酪農農場とブドウ農場を見学しましたが、その規模の大きさに何よりも圧倒されました。ウズベキスタンでは独立後、共同経営農場たるシルカットが導入されましたが、現在では政策としてシルカットの「私有化」が積極的に進められています。今回の見学で何回も「シルカットの私有化が進んでいる」という説明を農業省およびバルケント郡役場の職員から受けましたが、この場合の「私有化」とは、シルカットを解体して当該シルカットの構成員がシルカットの使用していた土地の使用権および収益権を取得しフェルメル（日本の農業生産法人に類似）となることを意味しています。ただし、必ずしもフェルメルが自由に農作物の作付けをできるというわけではありません。とくにウズベキスタンにおける外貨収入の約4分の1を占める綿花については、国家によるシルカットおよびフェルメルにたいする作付け強制があります。綿花は国家が全て買い上げる仕組みになっており、買い上げ価格は国家によって決められています。



バルケント郡のブドウ農場

さて、今回のバルケント郡への日帰り出張の目的は、企業見学の他にもう一つありました。それは、役場における法人の設立登記の現場を見ることでした。バルケント郡役場の法人設立登記担当者によれば、法人の設立登記手続の簡素化を定めた大統領令が昨年施行された後、登記に必要な書類が少なくなり法人登記申請後の処理期間が短縮されたということでした。これが事実だとすると、すなわち現場レベルで法令が適切に運用されているのであれば、プロジェクトにとっては吉報です。なぜならば、ウズベキスタンでは多くの法令がありながら実際には運用されない、ということが指摘されてきたからです。いずれにせよ、プロジェクトでは支援対象である行政手続法および抵当法施行後に法律の運用状況調査を行うこととなっているので、その際に実態が明らかとなるはずですが。

酪農農場やブドウ栽培農場といった行政手続法および抵当法の利用者である「小企業」がこれらの法律を利用するのを支援するのもプロジェクトの重要な課題です。

最後にこの場を借りて、バルケント郡への日帰り出張を準備し、かつ農業にたいする知識の乏しい筆者に資料提供およびウズベキスタン農業について丁寧に説明をして下さったJICAウズベキスタン事務所の高坂さんとパホディョールさんへ感謝いたします。

## CALEセンター長生活を振り返って

大学院法学研究科教授

杉浦 一孝

私は、昨年11月15日、社団法人・国立大学協会が開催した平成17年度・大学マネジメントセミナーⅡ（国際交流編）で、「国立大学の国際開発協力の実際—名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センターを例として—」をテーマに講演する機会を得た。この講演で、私は、1991年4月のアジア太平洋地域法政研究教育事業基金（AP基金）の設立にはじまる名古屋大学法学部・大学院法学研究科、そして法政国際教育協力研究センター（CALE）によるこれまでの国際交流への取組みを私なりにまとめ、今後の課題のいくつかを指摘した（社団法人・国立大学協会『平成17年度 大学マネジメントセミナーⅡ—国際交流編—』65-86頁を参照していただければ幸いである）。ここでは、その講演で話したことを踏まえながら、3年10カ月にわたるCALEのセンター長生活を若干振り返り、今後のCALEの課題を提起させていただきたい。

私が松尾稔総長（当時）からCALEのセンター長兼任の辞令の交付を受けたのは、2002年の6月であった。同年4月1日からセンター長に就任されることになっていた佐々木雄太教授（現在、愛知県立大学長）が副総長にも就任されることになったため、急速、本研究科教授会でセンター運営委員会に推薦するセンター長候補の選挙が再度行われ、その結果、私が選ばれたのであった。私は、当時、体調を崩して入院しており、入院先の病室でその選挙結果を配偶者から聞いた。いわゆる欠席裁判である。その後、所定の手続きを経て、6月1日付でセンター長兼任を命じられたのである。したがって、初代のセンター長は、佐々木教授であり、私は、2代目のセンター長である。

さて、CALEは、名古屋大学が機関として法整備支援を行うとともに、その法整備支援に関する研究をすることを目的として設立されたものである。本研究科が研究科の教育研究プロジェクトの一環として法整備支援に取り組むことを決めたのは、1998年であった。この年の9月に、本研究科は、国際シンポジウム「アジアにおける社会変動と法整備」を開催し、このシンポジウムを出発点として、法整備支援の一環（人材（法律家）養成への協力）としての留学生の受入を開始するとともに、JICAプロジェクト・国別研修（ラオス）などの法整備支援事業をはじめることになった。

その後の法整備支援事業の展開を振り返るときに、CALEの設立前のことで特記しなければならないのは、次のことである。その一つは、本研究科が2000年9月に国際シンポジウム『アジア法整備支援』と国際協力』を開催したことである。このシンポジウムは、法整備支援を実施している国際（金融）機関、外国の政府関係機関、日本の法務省法務総合研究所、JICA、大学・研究機関の代表を名古屋に招へいして、法整備支援のあり方について討議をし、本研究科の法整備支援事業のその後の展開のための人的ネットワークを構築することが目的であった。この目的は基本的に達成されたと言えよう。

もう一つは、2001年度に科学研究費特定領域研究「アジア法整備支援—体制移行国に対する法整備支援のパラダイム構築—」（2001年9月—2006年3月）の採択である。

これにより、全国の研究者・法律実務家の協力を得ながら、4年6カ月余りにわたって法整備支援の方法論または「法整備支援学」の構築に向けて法整備支援に関する研究をすることができるとともに、その研究をとおして法整備支援そのものも行うことができた。この特定領域研究の補助金で2002年2月に開催した国際シンポジウム「21世紀中央アジアにおける体制転換と法—法整備の現状と課題—」、CALE設立後のウズベキスタンに対する法整備支援にかかわる研究活動は、その一例である（この研究プロジェクトが本年3月末日までに開催した国際シンポジウム等の一覧については、この研究プロジェクトのURL；[tla.nomolog.nagoya-u.ac.jp](http://tla.nomolog.nagoya-u.ac.jp)を参照）。

CALEは、その設立後、この特定領域研究「アジア法整備支援」を中心に据え、さらに先端研究拠点事業「21世紀の『開発支援と法』研究」も加えながら、法整備支援に関する研究に精力的に取り組むことになった。その結果、すでに、2000年に名古屋大学で開催された比較法学会が新しい法現象であるこの法整備支援を総会テーマとしてはじめて取り上げていたこともあって、法整備支援論は、法律学界のなかで一定の地位を占めるにいたった。もちろん、その影響力は、まだ微力なものに過ぎない。

CALEは、このような研究活動とともに、それをとおしての法整備支援（対ベトナム、カンボジア、モンゴル等）やJICAプロジェクト・国別研修等も行ってきた。CALE・本研究科による法整備支援事業は、日本国内では、法務省法務総合研究所国際協力部によるそれと並んで、高く評価されるまでになり、国外の一部でも知られるようになった。

このように、私がセンター長を勤めてきた3年10カ月間のCALEの活動を簡単に振り返ってみるだけでも、設立されてからまだ4年しか経っていないにもかかわらず、CALEの活動が先端的であり、しかもきわめて広範な領域にわたっているのを知ることができる。もちろん、成果だけでなく、CALEが今後解決しなければならない困難な課題も数多く存在する。例えば、その一つにCALEの活動対象地域の問題がある。これまでの対象地域の法現象・非法的現象を法整備支援論の視点からさらに深く分析し、その成果を法整備支援とその方法論の構築に活かしていくことが引き続き求められており、それを軽視した対象地域の拡大は、CALEの現在のマンパワーの観点からしても、問題である。

CALEは、今年で設立5年目であり、基盤固めの第1段階から発展をめざす第2段階に入ったと言えよう。今後、法整備支援の要請は、増えることはあっても、減ることはないと思われる。今後、この先5ないし6年ぐらいを見とおしながら、財政的基盤の問題を含めて、第2段階にふさわしいCALEの組織および活動のあり方を検討することが求められよう。



# CALE 新体制のご紹介

2006年4月1日、鮎京正訓教授がCALEセンター長に就任しました。そして、CALE運営委員会において、CALE副センター長制の設置が承認され、宇田川幸則助教授が就任しました。また、姜東局助教授が大学院法学研究科から配置換となりました。

CALEは今年で創立5年目を迎え、9月30日の名古屋大学ホームカミングデーの際には5周年記念行事を行う予定です。

今後とも私たちCALEの研究活動にご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## ■CALE新体制のご紹介■

センター長（法学研究科教授） 鮎京 正訓  
研究テーマ：ベトナム法、法整備支援論



副センター長・助教授  
宇田川 幸則  
研究テーマ：中国法



助教授 姜 東局  
（法学研究科より配置換）  
研究テーマ：東洋政治思想史



助教授 コン・テイリ  
研究テーマ：国際経済法  
カンボジア法



マネジメント専門職  
加藤 武夫  
（2006年7月採用）  
主な担当業務：日本法教育研究センター  
統轄



講師 ジャスティン・ホイットニ  
（特任講師より職名変更）  
主な担当業務：テレビ会議システム構築  
世界銀行委託調査



助手 原 さちこ  
（事務補佐員より職名変更）  
主な担当業務：科学研究費等事務  
会計



研究員 中村 真咲  
（特任講師より職名変更）  
主な担当業務：モンゴル・プロジェクト  
研究成果とりまとめ



研究員 牧野 絵美  
（事務補佐員より職名変更）  
主な担当業務：魅力ある大学院教育  
イニシアティブ・プロジェクト



研究員 東村 紀子  
（2005年12月採用）  
主な担当業務：魅力ある大学院教育  
イニシアティブ・プロジェクト



事務補佐員 川瀬 加奈恵  
（2005年12月採用）  
主な担当業務：国内研究会開催  
広報



事務補佐員 中馬 肇子  
主な担当業務：JICA国別特設研修  
外国人研究員受入

## 編集後記

CALEは、今年、創立5周年を迎えました。アジア諸国に対する法整備支援事業・研究を主たる任務とするCALEの活動にこれまで多大な支援を賜りましたことに、心より御礼申し上げます。

また、CALEニュースは本号で20号という1つの区切りを迎えることができました。これもひとえに、本誌に執筆いただいた方々そしていろいろな提言を寄せて下さった多くの読者の方々のご協力のたまものと感謝申し上げます。

CALEニュースは、これまで編集長を鮎京が担当し、編集担当の原さちこさんの懸命の努力により刊行してまいりましたが、次号の21号からは、宇田川幸則編集長、川瀬加奈恵編集担当という若い世代による新しい体制のもとで刊行することになりました。

（鮎京 正訓）